明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

明治廿一年五月創刊

每月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.

No. 9. September 1906.
VOL. XIX.

監獄協會雜誌

明治三十九年
九月二十日發行

第拾九卷
第九號

監獄協會發行

第十九卷第九號目次

○論　說……（一頁）
●刑罰と再犯との關係……上田定次郎
○講　演……（一〇頁）
●犯罪性の根本的轉化……近角常觀
○寄　書……（三一頁）
●編輯餘事……春風生
●累犯者の戒護……宇野靈山
●吾が希望……齡堂
○救護事業……（四三頁）
●家庭學校の事業一班……
○統　計……（四七頁）
●未成年犯罪者と特別監……進藤正直
●明治三十九年七月末日現在全國囚人罪名別
●明治三十九年七月末日現在全國在監人員監獄別表
○雜　俎……（五四頁）
●十四件
○雜　錄……（五七頁）
●戰後に殺傷罪の增減に於ける岡田博士の談
●刑の執行猶豫に就て
●特典出獄者の發表に就ての利害如何
●感化院設立は急務
●米國東洲の監獄會議
●米國國立監獄會議
●陸兵所管蒲團の保管轉換
●陸軍假出場の停止に就て
●官有地の使用許可に就て
●耕地借入と外役の申請に就て
●三十圓未滿の判任待遇職員の給額に就て
●白耳義の監獄制度（承前）
○叙任及辭令……耕道生（六七頁）

第拾九卷第八號目次

○論　說……（一頁）
●刑法改正案に就て卓見を述ふ……上田定次郎
●刑法改正案調査委員として小河岳洋先生に望む……安田牛農（三〇頁）
○寄　書……石老人
●監獄教誨師の人格に就て……川生
●教誨を有效ならしむる方法如何に就て……香不倒翁
●時事漫錄……小山靈生
●偶感錄……
○統　計……（四五頁）
●夏の犯罪
●明治三十九年六月末日現在全國囚人罪名別……進藤正直
●明治三十九年六月末日現在全國在監人員監獄別表
○雜　錄……（四九頁）
●小河監獄事務官の學位授與
●學生と犯罪
●懲治人の練習船
●出獄人保護授職所植物園
●小田原幼年保護會設立の計畫
●囚徒の稱呼に就て
●小河博士を招待す
●清浦男爵の祝辭
●石澤謹吾氏の祝辭
●小河滋次郎氏の挨拶
●清浦男爵の滿洲視察談
○雜　俎……（六四頁）
●十數件
○各地通信……鈴元生
●租借地に於ける監獄……小濱生
●南海たより……（七〇頁）
○新著批評……（七一頁）
○叙任及辭令……

監獄協會雜誌第拾九卷第九號

（明治三十九年九月二十日發行）

論　說

○刑罰と再犯との關係

上田定次郎

社會文明の進むに從ひ、生存競爭が漸く劇甚となり、優者は益々勝ち、劣者は愈々敗ると云ふことは、宇宙間の道理て、爭はれぬ事實てあるが、一面又、人類が相集團して社會を形作り、相賴り相扶け合ひて、相互の幸福を增進すると云ふことか、實に社會組織の根本原理てある。是れと同時に更に又、社會の上に國家と云ふ超越權を有する機關か出來、服從關係が生じ來るのてあつて、此國家か其臣民と臣民との相互の間に立ち、社會團體の融和調合を圓滑にし、進んて其安寧幸福を增進し、社會の秩序を維持する爲め設くるものか、即諸般の法律命令の形式を以て公布せらるゝのてある。故に、吾々は、國家及其代表者に依て制定發布せらるゝ法律命令に就ては爲不爲の自由を有せす、全然、服從の義務か生するのてあつて、彼の刑罰法の如きは、其法律命令に於ても、尤も主要なる部分を占めつ

ゝあることは、素より論を待たざる所である。夫れと同時に又國家は、此刑罰法に觸れたる者を、監獄なる機關に投し其刑罰を執行して以て、被刑者を感化し、改良するのか、即現今の監獄制度の目的てあるのてある。然に、現在、監獄に於ける刑罰執行の効果如何に就ては、從來、往々世人の非議する所てあつて、吾々監獄當局者は、常に此點に向ては非常の熱誠を注き、日夜、孜々汲々として、敢て倦まさる覺悟を以て職に忠實ならんことを努めつゝあるにも拘はらず、客觀的種々の事情が其間に介在繼綿せる結果として、吾々が理想の十分一だも、良成績を擧くることの出來ぬのは、平素當局者の常に痛心慚愧に堪へざる所てある。尚は詞を替へて云へは、或る罪を犯し、一度監獄に投せられ、刑の執行を受けたる者は果して如何なる程度迄刑罰の目的を達し、再度以上、犯罪せさることに立ち到るや。即ち那邊に迄今日の監獄制度の主眼とする所の犯人に對し改良感化の効を奏し得つゝあるやとの問題に至つては、吾々は、年々、再犯以上者の數か漸次增加し、且つ、十數犯に亘る累犯者が、常に多數、監獄に出入しつゝある事實に徵して之を見るも、衷心甚た遺憾とする所てあつて、吾々の常に痛心苦慮する點も茲にあるのてある。最近、明治三十七年中の監獄統計に依れば、全國受刑者の總數は、實に十五萬八千八百三十四人て、其內、死刑者四十五人を除き、差引、十五萬八千七百八十九人となるのてあるが、又た其內初犯者か十萬五百九十四人て、再犯以上者が五萬八千百九十五人てあるから、初犯と再犯以上との百分比例は、受刑者百人中、初犯者が六十三人四分て、再犯以上の者が三十六人六分となるのてあるが一面又、監獄に在監する者の初犯、再犯の割合は、常に十に對する六七、若くは七八の間を占めつゝあるので、夫れは、再犯者は比較的刑期が長いからてあるので、別に怪むに足らぬ事柄てあるが、何れにせよ、年々、受刑者に對する三十乃至四十は、再犯以上、數犯に涉るものてあつて、此三十乃至四十の再犯者は、前犯放免後、再犯時に至る迄の期間により長短差異はあれとも、兎に角、前刑の執行を蔑如し、茲に至りたるものてあることを想像し得るのてあつて、中には、職業的常習犯者も隨分少なくないことを吾々は實見するのてある。殊に又、今日の刑罰主義は、可成廣き意味の敎育的改善主義に根本を置きつゝあるにも拘はらず、此忌むべき現象を見るのは、甚た慨嘆に堪へざる次第てあるから、茲に我大分監獄に於て、明治三十四年以降三十八年迄、五ヶ年間に於ける放免者の內、再入したる者に就き、之を年次別に調査したるに、實に左表の如き結果を見るのてある。

放免後再入時に至る年次調(大分監獄調査)

年次	放免人員	再入年次					計	放免者ニ對スル再入者百分比例
		卅四年	卅五年	卅六年	卅七年	卅八年一合		
三十四年中	一三八八	三四	七五	七二	四七	二九	二五三	一八、二

三十五年中	一三〇二	二六	六四	六七	二三	一八〇	一三、四
三十六年中	一一三二		三二	六九	二九	一二九	一一、四
三十七年中	一二一五			四〇	六二	一〇二	八、四
三十八年中	八三一				三一	三一	三、七
合計	五、八六八	三四	一〇一	一六七	二二三	一七〇	六九五	一一、八

前表は、只我大分監獄に於て前刑を執行し、滿期放免したる人員中、再ひ入監したる人員を、年次別に調査し、其百分比例を算出したるに過ぎぬのであるが、前表の外、他監獄より放免したるものにして、我大分監獄に再入したる者が、三十四年以來、百三十七人あるけれども、是れは姑らく此調査の外とせるなり。

前顯の調査に依るときは、明治三十四年中の放免人員千三百八十八人の內、放免後、五年の末に至り、再入者合計二百五十三人てあつて、此二百五十三人は、放免の年に於て三十四人、同二年目に於て七十五人、同三年目に於て七十二人、同四年目に於て四十七人、同五年目に於て二十五人の割合を以て、再犯若くは三犯以上として入監し來つだので、何れの年に於ても、滿期放免後、二年目、三年目に、尤も多く再犯しつゝあると知り得るのであつて、四年目、五年目に至らば、復漸次減少する傾向を見るのである。而して、其放免者に對する再入者の百分比例は、百人中、五年間に十八人、四年間に十三人、三年間に十一人、二年間には八人、放免の年に於て三人七分の割合を以て、再度以上、犯罪し入監し來ることを知り得るのであつて、其再三入監するに至る道行に就て、種々の事情が此間に存在するのは勿論てあるが、少くとも、此調査を以て再犯者を出せは大體の趨勢を想像し得るのであつて、畢竟此再入者の多きは、一面又、前刑の刑期及罪質の如何に、大なる關係のあることは、讀者の最も注意すへき問題てあり、且つ、刑罰の効果如何を判斷する上に、頗る興味ある問題てあろうと、吾々は信するのである。からして、更に前表五年間の放免總人員五千八百六十八人の內、既往五年間に再入したる人員、合計六百九十五人に就き、前に執行したる刑の刑期別、並に罪質別を調査せしに、實に左の結果を見つゝあるのてある。

再入者前刑々期別

刑期	再入年次別	四年以內	五年以內	六年以內	七年以內	八年以內	合計
六月以下		二〇	七二	一二四	一六一	一一二	四八九
一年以下		七	一五	二九	三三	三三	一一七
三年以下		七	一〇	一三	二六	二二	七八
五年以下			四	一	二	一	八
八年以下					一	一	二
十一年以下						一	一

前刑罪質別

罪質	再入	四年	五年	六年	七年	八年	合計
強盜		一七	五二	七二	一一一	九九	三五一
竊盜							
詐欺取財		四	一〇	一八	一七	一五	六四
恐喝取財					五	一	六
偽造印章私書行使			一	四	五	三	一三
毆打創傷			八	八	一一	七	三四
殺人							
謀故							
賭博		五	一六	二九	三一	二九	一一〇
監視違犯		八	七	一七	一六	二	五〇
其他の輕罪			七	一九	二七	一三	六六
其他の重罪						一	一
合計		三四	一〇二	一六七	二一三	一七〇	六九五

此調査に依り、再入者六百九十五人に對する前刑々期別表に依れば、刑期六月以下の者が四百八十九人にして、六月以上、一年以下の者が百十七人、一年以上、三年以下の者が七十八人、三年以上、五年以下の者が八人等と、前刑々期の長かりし者か、漸次、再入者に對きことを證明するのであつて、何うしても、刑期の短き者は、長き者より、夫れ丈、より以上に感化改良を施し難きと同時に、刑罰の目的を達することが至難であることを、吾々は斷言せざるを得ないのである。此點が、即ち、昨年以來、初犯の或る輕罪を犯したる者に、刑の執行猶豫を與ふる制度を實施するに至りたる理由であるのと、近頃、審議に着手せられつゝある刑法改正案に就て、可成、刑の範圍を擴張するに至る所以であつて、犯人の改善感化抔と云ふことは、到底、短時日間に於て其效を奏すると云ふことは、殆んど不可能の事であると吾々は信して疑はぬのである。故に、若し果して、刑罰の目的が、吾々の信するが如く、犯人の改良敎化にありとしたならば、各犯罪に對する刑期の長短、適度を得ると云ふことは、尤も裁判官の考慮を要すべき點であると同時に、同一の犯罪に就ても、犯人の個人性に依て、適宜に其刑期を斟酌するの必要が大にあるであろうと、吾々は信するのである。而して又、吾々刑罰執行の局に當る者より見るも、輕き刑を以て罰すべき犯人は、盡く之を監獄に投せずして、或は之を戒飭し、若くは其刑の執行を猶豫し置き、犯人をして、將來に向て自ら省み警戒を加へしむるの制度の實效は、之を監獄に投し、短日月間、刑罰を執行するより、より以上に效果を奏することが出來ると信するのであつて、若し夫れ、彼の微罪解放主義、又は、刑の執行猶豫に關する規定にして、其斟酌取

捨、宜しきを得たならば、尤も利益多きことを確信して敢て疑はぬのである。又、前表の再入者、六百九十五人に對する前刑罪質別調を見るに、前科、竊盜罪を犯したる者が三百五十一人であるので、再入者の總人員の半數以上は、即ち夫れであつて、賭博犯が百十人、詐欺及贓物犯が六十四人、監視違犯が五十人、毆打創傷が三十四人等、漸次相亞ぎ、再犯するに至るの統計を示しつゝあるので、監獄に於ても、性癖矯治及び感化に至難を感しつゝあるのは第一竊盜で、之に次ぐのは賭博者であるにも拘はらず、兩者共に、法律上の刑期は比較的短いのである。からして、此二種類の者に再犯者を最も多く出すのは、實に餘義なき事實と云はなくてはならぬのである。故に、吾々は平素、此竊盜、又は賭博の常習犯に對する所刑は、現行の刑法上、其刑の範圍が餘り窮屈であることを感しつゝあると同時に、再犯加重の程度が、亦比較的に輕きに失せざる哉を疑ふものであるが、刑法改正案は、各種の犯罪に對する再犯加重例を一層重くしたると、刑の範圍を擴め、賊盜罪は十年以下、常習賭博犯者は三年以下の懲役に處することゝ改めあるは、想ふに、立法者が、吾々と理想を同ふしたる結果に出てたることを信して疑はぬのである。

右の次第であるからして、刑罰なるものは、之を輕くすへきや、將又、之を重くすへきやとの問題に就ては、從來、學者、實際家の間に、大に議論ある所であつて、吾々も、只強ちに之を寬にすへし、若くは之を嚴にするを利ありとするを概括的に斷言することは勿論出來ぬのみならず、吾々は元來、大体に於て、刑罰は寬大主義を以て利ありとする意見を有するものであるけれども、寬大に失する刑罰の適用は、結局、刑罰主義の本位とする目的を達することが出來ぬ結果として再犯者を續出し、監獄は常に再犯以上を以て其過半數を占めしむるが如き惡現象を見るに至ると同時に、寬刑に抑れたる犯人は、益々社會に跋扈し、良民の生命、身体、財產、及名譽に向て、常に迫害を加ふるに至るのが比々として皆然りてある。からして吾々は、何うしても、國家の刑罰法なるものは、其罪の輕重大小のみに固執せずして、犯人の個人性に依り、犯人を矯治改良するに適當なる度合に於て科罰するを以て正當と信するのであつて、殊に、彼の普通、多く生出しつゝある所の盜賊犯、及賭博犯、若くは詐欺犯に對しては、可成、之れに嚴刑を科し、更に一面に於て、再犯以上者には、特に長期の刑罰を科することゝし、彼等を善導改善せしめ、傍ら刑罰の苦痛を自覺反省せしめ、再三、再四、犯罪を繰返す餘地のなき樣、制度の改正を希望すると共に、切に裁判官の注意を請ひたいのである。本稿は、論旨、粗笨の譏あるは免かれぬけれども、吾々が平素、或種類の犯罪に限り、特に再犯者の多き事實に鑑み、聊か卑見を述へ、識者の誨を請はんと思ふのである。讀者、之を諒せよ。

講演

○犯罪性の根本的轉化

文學士　近角常觀君述

本日私に何んぞ話をせよといふことでございますが、監獄上の事は一向存じませぬのでありますから他年御經驗有つて御出でなさる皆樣の前で御話を申すやうな材料もございませぬ、さう云ふことでありまするからコヽに別段變つた御話と申して御參考になるやうなことは申せぬだらうと思ひます、實は昨年より一年間東京監獄巢鴨監獄の方に出て參つて敎誨の極一部の事をばやつて見ました、けれども是とても實に僅なる經驗でございます、格段に專門の方に御參考になる程のことは無いだらうと思ひます、て私がコヽて今暫らく御淸聽を煩はさうと思ひますのは監獄の方の專門と云ふことでなしに監獄の內部と外部とを問はず社會全體に渉つて人間として此必要な心の問題の上に於きまして一般の話として一つ御聽きを願うと存じます、私は其一般の精神上の問題に就きまして特に研究をしてどうしたと云ふのでは無いので、自分が所謂實驗を經て聊か感じて居る點がありますから其點をば一つ御聽きを願はうかと思ひます、ところが此問題が私考へますのに恰かも此監獄の方面では最も肝腎な問題であると思つて居るのでございます。

どうも人間全體に就ての心の問題でありますが、殊にこれが監獄內部の全體の上に於て大に必要な問題である、何んとなれば申す迄もなく人間は總て犯罪を致しまするにせよ、又其他百般の事の出來て來まることは心でありますから其の心の有樣を能く知つて居るといふことが無からねばならぬ、現に囚者は如何なるものであり、讐者はどう云ふものであるといふことを知つて居らねばそれを敎育することが出來ざる如く、犯罪をする人間の心持はどう云ふ所から犯罪をするのであると云ふ其心持をこちらが知つて居るといふことがなからねばどうもこれを取扱ひ惡いであらう、此點に至つては私は敢て敎誨師たると他の司獄官の方たるとの區別なく皆了解して貰ふと云ふことが必要であると思ふ、此問題に至つては丁度監獄の內部と外部との區別が無きが如く又敎誨師たると他の職員の方たるとの區別なく此問題に付ては一つ御考へを願ひたいと思ふ、ところが今の讐者囚者の話にしますと現に讐者と囚者の敎育の如きは一方は十分完全になつて居つて一方は不完全である、其不完全なる所の狀態を完全の者が知つて敎へると、斯うなつて居るのであります、此問題に至るとも一つ關係が深うなつて居りました犯罪者の心と司獄官の心とは矢張同樣でありまして唯之が實行にあらはるゝかあらはれぬかの違てありまする隨分今迄の學問上の犯罪心理學であるとか色々の學問もありまして專門としては各々御研究があるやうてありますが、夫は科學的の研究で彼囚囚者の研究のやうなものてありまする、大膽な話てありますけれどももう一つ私の申しまする精神上の點から考へて見ると彼等は犯罪者であるから特別斯う云ふ習慣があるとか云つて、丁度囚者讐者を我々が研究して之に敎育するなどゝは

もう一段關係が深くなつて居つて、犯罪者の有つて居る心は即ち人間の心であつて、我々は犯罪に陷つて居らぬけれども我々の心に其犯罪者と同じものが皆ある、實申しますと此人間と云ふ立場から見ると犯罪者の心も我々の心も矢張り同じ心を持つて居つて、其境遇と其凡ての條件とか揃つて來たならば我々も亦犯罪者たることを免れないものでありますから、此點になるともう監獄の吏員であると犯罪者との區別の出來ない問題になつて來るのであります、實は斯の如く珍らしげに言ふべき問題て無い、一言にして之を申せば精神上の問題は人間自他同一の信仰であります、私が僅かばかりの經驗でございまして決して專門の御研究になつた方に向つて其のことを申上ぐべきことては無いのでありますが、私が一年間色々見せて戴いてどう云ふことを知り得たかと申しますると、結局如何なる犯罪者ても、如何なる重罪の者ても如何なる小さい犯罪の者ても、又內部に於て色々苦んて居る精神狀態ても、即ち凡ての心の狀態が皆恰かも現今社會に現はれて居る所の其問題とチョッとも違は無い、私は平素他の方面に於て直接に青年にさう云ふ信仰の話を申して居りますが、それと少しも違はぬ、現今現れて居ることゝ違はぬのみならず私が十年前に僅かばかり經て來ました經驗に照合せて見ると皆彼等の狀態が同じことてあるといふことを知り得た、詰り言ふと非常に特殊のことが無いのてあつて、精神上の問題から云ふと自分も囚人も同樣てある、社會も監獄內部も同樣てある、敎誨師も他の司獄官の方々も同樣てある、マア斯う私は深く感じて居るのてございます、斯く言つて參りますれば何等の特徵も無いことになるのてありますか、其特徵の無い所を一つ聽いて戴きたいと思ふのてあります、

それて先づ私は一番の要點から研究の初めを啓いて行かうと思ひますが、既に犯罪といふことが事實にあはれた即犯罪をした者てあるから之を感化するには正く行はせねばならぬ、之に德を能く實行せしめるのてある、改心せしめるといふのてすから誰ももう囚人に向つて善くならねばならぬ、惡いことをしてはいかぬといふことを言ふことは誰れも皆言ひまするし、又犯人自身も既に自分がさう云ふ不幸の身に陷つて居るものてあるから此次は決して犯罪をせぬとか自分は是非正く行ひたいと云ふ風に皆考へて居るのであります、併し其點に付て習慣犯の囚人はさう云ふ考が薄いて居るが、慨して言へば私の考にはどの囚人ても皆其考は持つて居ると思ひます、又之を取扱ふ人が上より下まて何人ても囚人を善くしようと云ふ考を離れて爲す者はないから自分も善くしようと思ふ取扱ふ者も善くしてやらうと思つて居るにも拘はらず割合にどうも善くなり得ない。どういふ所から此問題を說いたら宜いか知らんと云ふことを考へます私の經驗て申しますと成程人間が善く行はなければならぬといふことはもう云ふを竢たぬことて、それが第一の目的てあるが、それを初から正面に斯うしなければならぬと云つて一方の敎へる者もそれて詰めて行き、一方もそれて力めて行つてさうして尙ほそれがイカぬ時にはどうしてもそれ以外に何等かの力を一つ加へねばならぬのてある、此心の問題は正面から說いて仕舞へば殆と說敎のやうになつて仕舞ひますから斯う云ふ所て御話申すは側面よりして御話をしなければ皆樣に御分り惡いと思ふから之を側面から御話申す、詰り現今能く行はれる言葉て言へば人間の心と云ふものを一轉して仕舞ふと云ふことが出來なければどうも本當に良くなると云ふことは出

來惡いやうに思ひます、之を譬へて申しますると茲に一の護謨球がある、其護謨球をどれだけの壓力を以て抑へても其壓力が取れるとプッと元に返つて仕舞ふ、それはなにかと云ふとどうしても護謨球である以上は種々な方法て之を抑へて見た所が壓力が去ると直ぐと元に返つて仕舞ふ、我々人間と云ふものが全體さう云ふものである、もう一つ言へば囚人などの心は最も著しいものであらうらしい、今度は〳〵と言つて數回犯罪をするのみならずそれを細かくして今日は〳〵此次は〳〵と言ひつゝ犯則するものがある有樣てゐルて修養とか謹愼とか云ふものは恰も護謨球を抑へる如き有樣であると云つても宜いと思ふ、縱しコゝに身體に表しては非常に謹愼てあり修養して居つて非難すべからざる狀態か形に表れて居る、けれども實際心の中に入つたならば折もあらばやらうと云ふ心になつて居るやうに思ふ、てあるからどうしても此根本的思想を變へることが出來なければ只之を抑へ付けるのみて之を善くするといふことは困難てある、て私の思まするには譬へて申すならば此所に護謨球の彈力を以て跳返すとする、併し其球を破つて中の空氣を扱いて仕舞つたならばそれて跳返す力はないのてある、さう云ふ事柄が人間の心の上に有り得るか有り得んかと云ふ問題が精神上の一番重要な問題てあると思ふ、斯くの如く申しますのは空想のやうに思はれるかもしれませぬが決して空想てない、事實てあります私が道德信仰の問題に付て經て來ました道が恰も今の其道を經て居るのてありますから私は自分の淺い經驗を此所て申して見たいと思ふ、所て私は始から一つ御斷り申して置きますのは此精神上の經驗を申すと云へば世人一般の慣例として忽ち深き修養てもして得た所の結果を披瀝するとの意味に取られ易い、けれども併し私は決して自分てもさうは思つて居らぬ、寧ろ自分の心の中にさう云ふ跳返す色々の心があつたのを自分が發ひ出して、さう云ふものてあるといふことを告白するだけて自分が修養して能くなつたのては無いのてありますから寧ろ私の心が囚人それ自身の心と餘り違はぬものであるといふことを知り得たことだけですから決して立派なことては無いので、私の心も囚人の心も一向違はない、同じ心を持て居るのであるといふことを知り得たといふことだけを申すのてあります、其經驗はどう云ふものであるかといふと私は『懺悔錄』といふ小冊子として今出して居る中に其大略は書いてあるのであります、前より一度自分はさう云ふ經過てあるといふことを言ひたいと思つて居りましたが機會か無かつた、然るに兩三年前或所て講話を致したのを人が筆記して呉れまして本に致しました、それは懺悔錄といふ書物てあります、唯今餘程監獄內に於ては看讀をして下さる向は多いやうてありますが、極く簡單な自分の告白てあります、それは精しく申すと長くなりますから極く要點だけを申します、

初め幼年より修養謹愼克己といふやうな百般の修養の問題を自分がやることを大に勵み又やれるものと自分は信じ又甚だ可笑しいことてあるがやり得たものと自分はまあ思つて居つた、餘程人よりは修養の積んだ者だと自分て思つて居つたのてあります、此考て或は宗教界の腐敗を慨嘆して見たり、學生間の風儀のイカぬといふことを言つて見たり或は宗教上の會合を企てゝ見たり、色々のことをやつたのてす、ところが明治三十年てありますか宗教界內部のことに付て或腐敗を慨嘆する餘り先輩の後ろに從つて躬を使つたと云ふことがあつたのてす、其後に自

分は非常に心の苦しみに陷つた、それは凡そ半年の間てあります、其間はもう私は只ボンヤリして苦んて夜も能く寢られぬ、其時は未だ大學の二年て居りましたが學校の事業に出ても其事に熱中し半年といふものは非常に苦んだ、其苦んだ時の心の狀態を解剖しますと凡ての惡い心の起る凡ての場合を經驗したのてあります、(近時『現今學術の進歩』と云ふ書物が出て居りますが、其中に福來文學士が宗教心理の事を書いて居る中に私の懺悔錄を引いてあるのを此間見ましたが)詰り人がさう云ふ時になると平日チョットも現はれぬ色々の心が現れて來る、先づ少々申して見ますると甚だおかしなことてすが、第一人と隔たる心が起る、それが根本に私を苦しめた、平日無事な時は左程隔てない、ところがさう云ふ時に一旦自分がおかしくなつて來ると妙に人と隔たる心を感じて來た、さうなると人を疑ふ、人を疑ふのみならずナニも此方に利害關係の無い人ても之に向つて或は嫉の心を起したり不愉快に感じたり百般の心が起つて來る、實に斯んなことを言ふのはおかしうございますけれども自分がさう云ふ風に妙になつて來ると前の自分の都合の好かつた境遇を思出して前は斯うてあつたが實に殘念てあると云ふやうな卑屈の考を起して來る、一方には今日から言へば實に言葉にも擧げられぬ百般の心が起る、大抵斯う申したら御察しになりませうか、吾人の有つて居る感じと同じことてある、全体人と人と隔離させて居ると人を邪推したりする、アレが皆起つて來る、アノ心は吾人だけが有つてるので無い、人がさう云ふ境遇になると皆起つて來る、から非常に惡い心ばかりかと云ふと一方には非常に道德の點がある、是てはイカぬ、斯う云ふ風にせねばならぬ、アヽ云ふ風にせねばならぬと云ふ道德の理想が一方に非常に高まつて來る、てあるから平日は當り前だと人が言つて居るが自分は當り前とは思へぬ、世人はアヽ云ふことをして普通として居るが夫ては不可ぬと云ふことになつて非常に又苦しくなつて來る、マア私は別段一々算へて見た譯てはありませぬが、百般の事が皆さうてある、人などが墮落して居る、成程酒を飲み色に耽ける、種々のことをして墮落して居る、併ながら人間が總てさう云ふ不幸の境遇にあると精神上の喜びが無くなる、隨つてなんても物質的の方面に喜びを充たす、必ず苦しい時には酒を飲む隨分囚人ならざるも苦しい境遇の時には酒を飲む人が非常に飲んて身を損ふと云ふやうなことは例に乏しくない、それは惡い位は能く知つて居るが、ドン〳〵そち等の方に向つて仕舞ふ、幸に私は平日學んて居つたことに依つて形にあらはれなんだ、決して止つたとは言へない、自分の心はなにも止つたのではないが、どう云ふ譯てあるか幸に總てが形の上に表れなんだけて總てのさう云ふ狀態がドン〳〵晝夜に進んて行つてさうして求めることは何を求めるかといふと、此時竊かに自分が第一に求めるのは友達てす、所が友達といふものはどうしても見出し得ない、是は妙な風に自分の感じが表れて行く、どう表れて行くかといふと人が善くして呉れれば其人が善いので心が隔たる惡しくすれば惡く思ふて人と隔たる、勿論人が自分を疑つて居るとか又隔てゝ仕舞ふとか云ふので其人が信ぜらなくなる又深切に宜くして呉れても自分見たやうな斯う云ふ心を有つて居る人間は友人がどうして中心自分を相手にして呉れない、今は我の心を知らぬから我を善くするなれど若し我心中を有の儘に投瀝せば驚き遁れるてあらうとこつちから曲つて仕舞うて友達をなくして

仕舞ふ、さう云ふ境遇にグン〳〵詰つて行つた、懺悔錄にも書いて置きましたが夜も晝も眠られず半年苦んだのてありますから實は斯ンな所で大い聲て御話申すはお恥かしいことてあるが事實其如くてあつたのてす、てすからもう其境遇に到つたらば自分は死んても仕舞ふか、どうかしてそれが開けねばいかなくなつて仕舞つたのてす、それが丁度三十年の二月頃から始まつて九月頃てありましたが後に幸に私は其苦しみを逭れ得たのてす、それから身体の病氣もありましたがそれも殆んど癒つた、さうしてコロッと心が開け出した、其樣子を言ふと恰も今迄豆粒のやうな心が俄に白雲青天の間に擴がつて往つたやうな心地がしたと當時私は書いて置きましたが、實にさう云ふ感じを持つた、併しそれは一時ては無い漸々開けて行つて心が非常にヒロビロとなつた、其時の感じはなにかと云ふと是は實に精神上の問題てありますが、私が今迄長い間宗教てやつて居つたことが其時始めて自分に活きて來た、それ迄やつて居つた宗教的の對象即佛樣と斯う言つて居るが、それ迄は假定てす、そこて始めて衷心疑ふことの出來ない感じを感じ、もう疑ふべからざることになつたのてす、私は其時の感じを書いたのが『信仰の餘瀝』の第一章宗教的同朋といふのてす、長々の間、同心の友達といふことゝ思つて居つたものてすから佛樣は其友達てある我を憐み我を愛する友達てあるといふ感じがクッキリ其時から私に這入つて仕舞つた、實に妙な譯て、それが分つてから其苦しいのがマルて夢のやうになつたのてあります、

偖此の如く信仰に達してより自ら顧て是迄は自分にどう云ふことを思つて居つたかと云ふと矢張り人を隔てゝ憎くなつたり色々の事をやつて居つた、實言へば自分の出來ざることを人に要求して居るので、人が自分に對して要求するだけ出來て居るかと云ふと自分はそんなになつて居るから何も出來て居らぬ、さうして自らに要求して居る心の狀態はまるて自分を外けて考へて居つた、所が矢張り心は同じてあるから先方とても同樣に此方に要求する筈てある、然るに他人の事は考へずに、人に對して無限にこちらから望むといふことは間違ひてす、そこて初めて自分自身のことが自分の心てどう云ふことが分つたかといふと自分が善いものだと云ふことが分つたのては無い、自分は隨分惡いものてある、隨分ヒドいことの考へられるものてある、ヒドいことの出來るものてマアあの道が開かずに進んて行つて形に表れてあればどんな惡いことてもするのてあつた、人間と云ふ者は實に怖ろしいものてある、今の護謨球がチョッと觸れても非常に彈力性のあつたのが最後に一つ切つたやうなもので、中にある空氣を皆出して仕舞つたやうな心の狀態てある、ソンならと云つてもう惡い心が無くなつたかと云ふとさうてはない、矢張り惡い心てはあるが自分で自分の惡いものてあると云ふことが分つて仕舞つて、ソンなら又惡い心が起らぬかと云ふと矢張起る、けれども幸に今迄は惡いと思つても惡いと思ひきれなんだ、今ては惡いと思ひきれる、思ひきれると惡い心が止んて仕舞ふ、恰度譬へて見ると海の藻は下から生へて居つて浮きかけて居るけれども下に根が著いて居るから浮いて仕舞ふことが出來ぬやうなものて、我は惡い〳〵と思つても思ひ切りがどうしても出來なかつた、後には惡いけれども人間といふ者は是れだけのものだと云ふ思ひ切が出來た、だから其後と雖もどん〳〵惡い考は出來て來たり、或は又例のイヤなことも出來て來るが

併しすつぱり思返しが出來るやうになつて來た、それからは非常に愉快になつて半年程苦しんだ後の始めの一年間程は何を見ても世の中のものが皆愉快に見へて居つたのです、寧ろ宗教信念の形を取り得ない程漠然たるものであるが、廣いものであつたのであります、併しそれから一年程經ちまして其思想の所感を書きましたのが『信仰の餘瀝』といふ小冊子であります、アレも其所感を只信仰の修養の爲に二週に一遍づゝチョッ〳〵と書いて置いたのを後に人が集めて與れましての出したのであります、さう云ふ經過を經て私は先づ安心立命をした、それだけが私の總てであります、それより外言ひ樣が無い、決して私は學問などは一つも何等の爲にもなつて居らないと思つて居る、哲學なども研究しましたが、哲學などが一の修養の爲になつて居るとは思へない、只それだけの一の經驗から後に信仰に關することを宗教に關することを讀むと皆自分だけには分る、さう云ふ工合であります、三十五年に歸朝して來ましてからは此經驗を披瀝して人に與へるやうにしました實は私の經驗した三十年の時分には私のやうな經驗の話がなかつたものですから私は實は有體に言ひますと少々氣違になつて居つたのであらうと自分でも思つて居りますし、又實際氣違のやうな話ですから余りそれを人にも言はぬて居つたです、又吳さんや片山さんの精神病學などを讀んだりすると精神病の現象も私には同情を運ぶことが出來る、それがソンなら今は無いかと云へば今でもある、ソンならそれは自分だけで一般の人には無いかと云ふと皆さんが大抵先程から私が申した所で御考へになると左程に著しくは無いが總ての人に皆さう云ふ分子が心の中に潜んで居る、それが人間の根柢になつて居るのです、て三十五年に歸つて來ました所が大分斯う云ふ風の信仰を求める傾向がございましたので自分も自分の經驗を打明けて人に之を話して總ての苦める人に同情を表して全く同じ床に坐つて此事をも話し初めたのであります、それは何であるかと申すと私が苦んだ時に眞實私の心に同情を表して其意氣を勵まして與れるものを得なかつた、最後にトウ〳〵聞きましたけれどもどうしても得られ無かつた總て世のさう云ふ人に向つてコチラが察しが付くのでありますから其察しを付けて同じやうな工合に導いて行きさへすれば人は皆同じ出口へ出られるのである、同じ出口へ出て仕舞へば樂です、之を始めやうと思つて三十五年來三年程さう云ふことを話して居ります、昨年からそれを引續いて一部監獄内部で話すやうな機會を得たのであります、ところが私の心は各囚人に就て見ると同じ心が著しく現れて居るのです、今日此所へ參る時にどう云ふのがあるかと思つて二三例書いて來たのもありますが、それは澤山あります、囚人に就て色々の例を見ると皆彼等の心の中には今申すやうな色々の經驗から苦しんで居るのです、それをコチラから見て取れば直ぐに分る先づ一つ〳〵名前を擧げては申しませぬが、一つ二つ申して見ますと囚人の中で無暗にソビれて仕舞つて叱れば叱る程おかしくなつて仕舞つたり何ンとも仕樣の無い者が折々出て來るのである、所がアレは怪しからぬ者であるといふ工合にコチラからは取扱つて居るので、都合に依るとヒドクそれを叱つたり懲罰に遇はせたりすることがありますけれどもそれは今申しまするやうにモー非常に色々の細かい點に付て邪推をしたり色々の考が這入つて仕舞つてそれが爲に苦んで居ることがある、それはそれを懲しめるよりも十分其人間にこちらが其考で能く

言ふて聞かせる、第一番に同情を以て成るほどさう云ふ場合にはさう云ふ曲つた心が起る筈だ斯う云ふ場合には斯うなる筈であると同情を運ひ、それを以ても彼を說くことが出來る、最後に絕大の人間の上に惠み垂るゝ佛があるモー斯う云ふ惠みに依て滿足しなければならぬと云ふ最後にまで導いて行けばコロット變つて仕舞つて速かに思想が一轉して信仰の人となるのである

次に一番多くある例は倫理修養の爲に苦んで居るのである。自分は是非改悛をせねはならぬ、正しくしなければならぬ、中には格言のやうなものを作つて繰返して見たり種々試みて見るが晨にやつて見ても夕に碎けてどうしても行へないてそれが爲にどうしても安心の出來ない者がある、所がこちらは口て云ふことは何んてもないからイヤ必ずよくせにやならぬと云ふてゆけば危險はないやうてありますが、モー既に自らよくしやうと思つて苦んて居るが、どうしてもよくならぬ爲に苦んて居るから、こつちの理想的によくせにやならぬ、よくせにやならぬと云ふた所てそれては到底よくならぬ、マア二つに分けて云へば多くの囚人がモー自暴自棄に流れて居るのを是非よくしやうと云ふ此二つに見なければならぬが苟くもよい方に向ふて居る者は皆それて苦んて最後までよくならないて苦んて居る、其時には今の信仰の問題てなければ救ふことは出來ない、其時にはこちらから云ふ、何を云ふて居るのてあつか、よくしやうなどゝ云ふてよくしてさうして自分が助からうと思ふて居るのが違つて居る、方角違ひにズット後ろから叩いてこちら向いて見よと云ふのと同じて、自分がよくしやうと云ふて居るがそちらを向いてみよ大慈大悲の惠みがあるのだと云ふと非常に安心する、なぜかと云ふと、人間が一步々々理想を高めてさうして自分が安心しやうと云ふたら到底いかぬ、宗教の方て申したら律法主義と云ふのて是てはどうしても安心は出來ない詰り救濟主義てなければ人間の信仰は來らない、律法主義て安心が得られたならば其律法主義は實に低い理想である、是が丁度信仰に入る土臺になつて居る、監獄の例て申しますれば能く囚人が斯う云ふことを申します、「私は此度非常に困りました、此度出ましたら大變立派にやつて成功しませう、事業をやつて金ても溜めて立派にして親の顏を汚さぬやうにして故郷へ歸ります」と云ふことを普通云ふ、是が間違つて居る、何か事業をやつてそれから國へ歸るなど云ふことは空想も空想そんなことは到底出來ない、併し一應聞けば有理に聞へる、是は惡いから正しくせねばならぬがまだ善い事か出來るつもりて居る彼がさう云ふとを云つて居る間は親に對して面目ないよくしてからてなければ親に會へぬ斯う云ふ考てある、それに對して云ふには何を云ふて居るのてある、よくなつてそれから親に會ふと云ふ位なら親と云ふことの味ひを知らぬぢやないか、それよりも親の所へ早く自分が惡るい者てあつたと謝罪して歸るがよい、親は御前が成功して飯るのを期しては居らぬ唯惡かつたと中心懺悔して心を飜して飯ればよい、是は私が度々申して居りますが、是に依て色々面白い例も現はれて居ります、中には之をポンヤリ聞いて居つてそれから友人の迎を受けて友人の所て話を聞いて愈々親の所の戶口まて歸つた時にどうしても戶口へ這入ることが出來ぬて一旦橫濱へ行きて何事かして生活せんと思ひ新橋停車場までゆきたが親の方が案じて居ることが我思より大なりと云ふことを思出して又新橋から踵を回らして飯り親の戶口へ行つて開きて見

たら親兄弟親類が寄つて待つて居つたのでビックリして近所の工合が悪いのなどと云ふことはやめて仕舞つて今其所に居ると云ふて私の所へ云ふて來た一例がありますが、さう云ふ譯で自分がよくしなければならぬ面目ない、どうせにやならぬあゝせにやならぬと云ふことの爲にドシ〳〵墮落して仕舞ふ、其時に他の方面よりさう云ふものであるから救がある、さう云ふのであるから惠みがあると云ふことになつて來ると、モー全く彼は非常に安心して來る、さう云ふ時にかくの如く說けば惡い事をしてもよい、惡い心になると思へるか知らぬがそれはドンナ事はあり得ない。かく佛の惠を感ずるなり自分の信仰と云ふことが自分の物になつて仕舞ふ、人が注意するのでないから其人間が自ら省み自ら喜ぶ觀念が出來て來たら今までは善い事をしたと云ふ考であつたがそれからは自分が是でも足らぬ是でも足らぬと云ふので進むから安心して行くことが出來る、

又次に今のは倫理主義でいけない、モー一つは宗教でも救濟でなければ亦いけない所がある、多くの監獄で、佛を拜む佛に縋ると云ふことになつて居る、成るほど拜む縋ると云ふことはよいが其意味がどう云ふ風になつて居るかと云ふと皆現今の境遇を救つて貰ひたいと云ふ意味に於て拜んで居る、言語が縱令同しとしても佛は拜んで居るが皆假定である、假定に向つて居る之を求めて居るとは云へるがあれはまだ安心して居るので何んでもない、隨分あれは信仰家であると云ふがまだ信仰家ではない、信仰に向つて居るのである、それは丁度今の道德倫理修養謹愼が立法主義に陷ると同して宗教でも矢張律法主義になつて居る、さうやつて居つても或點までは非常に謹愼して居るがモー駄目たとなると正反對に引繰返つて變るのは安心して居らぬからである、さう云ふのになると丁度譬へて申すと側面から云はねばならぬ、がポント戶まで當つて居て、開かれない樣なものである、一寸翻りてそこに佛の惠みの方さへ眺めればそこに佛の光を仰ぐことが出來る、かくして信仰を得ない者が未だ社會には非常に多い苦しいから求めると云ふて自己の爲に苦んで信仰が得られない、求めるのではない自然に與へられるのである、與へられて居る惠みだと云ふことがチョット氣が付くと直ぐに心機一轉する是も澤山出會ふて居る、是は大分細かいのであります、のみならず其信仰を見る機會が又た色々ある、殊に東京監獄では死刑囚の例で申しますると、死刑囚の例の如きは私が申しますと兎に角さう云ふ境遇でありますから非常に信仰に入り易い境遇に居る、全體初めから說明を一つして置かにやいけませぬか、今の信仰は夫自身が目的で名譽とか財產とか生命とか人の同情とかさう云ふものを元にして立つて居る間は眞實の信仰は得られない、人間の到るべき信仰は夫自身が目的であつて信仰を手段にしてモー一つ向ふの物を得んとするならば信仰は手段となりて居るものゆゑ絕對の信仰ではない助からうと思つて信仰して居るのも假出獄を得やうと思ふて謹愼して居るも絕對の信仰でない、皆信仰上それは大禁物である、所が今の死刑囚と云ふ者は、是は四方キチンと塞がつて仕舞ふて居る人間であるから、縱令一度宣告されても中々の事では思切ることは出來ませぬが、結局四方の境遇はさうなつて居るから非常に信仰に入り易い

一つ茲て聽いて置いて戴きたいのは律法主義の其謹愼修養倫理若くは佛を拜むと云ふことはたとひ絕對の信仰でなくとも全然いかぬと云ふのでは毫もない、それ

が力杖てあるから初めから謹愼もせぬやうな者は這入れないのてありますがそれが信仰に行く道てある、決してそれは妨げない、一例を申しますると、さう云ふ風にして居つた間に終局の時に丁度無期刑の恩命に接したのがある、さうしたら彼が非常に信仰の念が強まつて佛の力の偉大なるを感じて絶對の信仰に入つた實に感心な有樣て、是は共犯の一人はどうしても服罪しなかつたが彼は直ちに服罪して唯今小菅の方に行て居ります、小菅の方は御存じてありませう中島兵吾と云ふ者てあります、非常に信仰深くなつた、さうなつてからの彼の心の狀態を見ると本當に立派のものてある現に斯う云ふ事がある、今までは私は自分に罪はせなんだと云ふて仲間の者に申して居りましたがどうしたものてせうと申しますから、それはよくない今までした事をしないと云ふはよくないから寧ろ自分はしたのてあるか、遂に斯う云ふ結果になつたと云ふことを皆に云ふて仕舞つた方がよいとらぬが、イツの間にかそれが導きになつて信仰に入つて仕舞つた、其例を集鴨て話した時に非常に皆感じたのてす、是は事實て四人の上には適切てありますから、是云ふて置きましたが、果して立派に外の者に云ふて出ましたと云ふ手紙までも私の所に寄越しました、是等は初めは彼はどの點まて生命の爲に信じて居つたか知

て居つたのてあるが、監房へ歸つてから今の人の事を聽いたが自分はどうかと考へた、それは元六年の刑の者てあつたが二年になつたのてある、自分は今までは二年ても不足に思つて居つたが是は佛の惠を受けながら知らざりしか知らんとハツト氣付いたのが彼の信仰の元て、それからズツト進みまして勿論良くて假出獄にもなつたのてす、それから自分の元の知合等の方面に非常に道が開けまして、此兩三日前なども其人が私許へ參り、若し信仰に入るならば人が自分を親切にしてくれるに違ひないと御話があつたが果して事實の通りなりましたとて大に喜び、それなども非常に強い確信に入つた、それは求道學舍へ來り大に自分の信仰を告白して總ての人が非常に驚いたのてあります、

モー一つ死刑囚の例を申しますと今東京監獄に居りまする清水安次郎なども私昨年參つた時にあとから聞いて見ますれば非常に苦んて居つたさうてありますが、彼が放つて置いても開ける時期になつて居つた、一つ私申しますが、初め私自身がさう云ふ經驗が決して誇るべきものてないと云ふ如く又人をさう云ふ所へ導くと云ふことは決して誇るべきてもない普通てある、モー一つ云ふならば時機が來ると放つて置いてもそこへ來るかも知れぬ、今の清水の如きは前から段々話を聽いて居つたのてありまして眞面目の性質の人間てありますが遂に矢張自分の生命が惜いと云ふ所からモー飯を食へず運動も出來すして居つた所がコロット今の信仰の一つて生命と云ふことは斷念して仕舞つた實にこゝがむつかしい所てありまして此斷念した時に一方は信仰上活きて仕舞ふ、詰り護謨球の空氣を抜いて仕舞つた時のやうになつて仕舞ふ、さう云ふ狀態になるとモー人格が圓滿になつて、

非常に心の内的制裁が強くなつて、中には道徳觀念なども強くなります現に其人に遺物が一切餘計這入つて居た所が是は私の方でございませぬとて返へす位まで

に眞面目になり、大晦日正月でも仕事をして居る、工錢が溜つたからそれでお前何か食へよ夏になつて浴衣の一枚も着よと云ふても私は何も慾がありませぬ、毎日斯うやつて御飯をいたゞいて居りますから仕事さへさせて貰へば十分でございます、御上でどうなりともして下さいます、死んだ後に墓標でも拵らへて下されば結構であります、上手もなく望む所もなくスッカリよくなつて仕舞ふと云ふ狀態であります、人が斯う云ふ狀態に若しなつた時に於ては私は自分で思ふのにモー人間根本的改良して仕舞つて居るのです、人格が變つて仕舞つて居ると云ふてよいのです、ろれはどれ丈それを自由にして置いた所がどうしやうが又犯罪すると云ふことはない、モー根本の空氣を扳いて仕舞つたやうになるから再び犯罪する處れもなければ、之を社會に放つても全く善人と成り得た者と見做してよからうと思ひます。

右に擧げた諸の信仰の例は社會に起つて居りますけれども監獄内も同じことてあるに依て其二三の例を引きましたので、自分の思ふて居りまする事も例としては澤山ありますが、唯其心の狀態を說明するに付てさう云ふことを一つ二つ擧げて申したのであります、若し監獄が遷善改化の目的であると云ふならば今のやうになつて仕舞ふたものならば十分目的を達し得たと云ふてよいのである、其目的を達し得たのは決して人の力て達し得たのでなしに彼信仰の力に依て達し得たのであると考へてよからうと思ふのであります、既に申しました諸の例から考へて見ますると私はドンナ惡るい人間と世間て云ふ者ても人間は皆同じてあるから押へ所を押へて行つたら皆同じてある、惡いと云ふても皆其程度が所謂五十步百步てあるから必ず人格を根本的に一變すると云ふ所へ行き得るのであると云ふことは餘り深く理屈を云はぬても分つて居るのてある、其行き得るに付ては今のやうに精神の開けて行くと云ふ風に精神が開けたならば皆立派な人間となり得るものてある、又一つの御願は囚人が色々の心の起るものてある、と云ふことは今申しまする通り總ての人が同樣てありますから、幸に是等の囚人に接して下さる所の方々はそこを一つ御同情下すつて御取扱下すつたならば非常に難有いことてある、斯く云へばとて必ず囚人をあまやかすと云ふ意味てはない、目的が彼の心を開くべき爲ならば之を押へねばならぬ時はどれ丈押へてもよいが其意味が心を開くべき爲に押へるのであると云ふのであれば必ず其目的を達する又モ一つ云へば人間がさう云ふものであると云ふことを覺悟して自分てもさう云ふ境遇に居るならば同樣になると云ふことを考へなければならぬと思ふ、所が彼は斯う云ふ惡いのであると云ふて根本的に同情が通はねばいかぬ、言葉を換へて云ふたら茲に精神上の一つの問題は自己をさう云ふことを了解し得るやうに第一にすること、即ち信仰に入り人間と云ふ者の本質を知るといふが自分を鍛ふ第一てあつて、其鍛へた結果は快よく總ての囚人に對して適宜に之を扱つて行くことの出來ることになりませうと斯う私は思ひます。

最後に私が切に望みまずることは、どうかして囚人も我々も共に形ちの現はれると現はれぬとて全く同してある、して見ればそれはよい者にしたい、殊にそれが

よくなつたならば之を許してやる、所謂其罪を咎めずと云ふことの方にドン〳〵進むことを希望致すのであります、殊に今の死刑囚の如きに至りまして、是に付ては段々專門の御研究もありませうが、私は思ひまするに全く今のよくなつて仕舞ふと云ふやうなことになりたならばどうかさう云ふ者は生命を絕たずして之を助けてやると云ふやうなことになりたいものであると云ふことを切に思ふて居ります、現に今申しまする清水の如きにして見ても之れは私ばかり云ふのではありませぬ、典獄さんも敎誨師さんも看守長さんも總ての方が云ふておいてゝありますが實に憐むべき境遇であります、固より宗敎の本旨としては改善せざる者も必ず改善をし光を見せしむるのが本旨でありますから總ての者が助かると云ふことは固より理想の極でありますが、今のやうにスッカリ人間が十分に心の中の惡しきものをさらけ出して仕舞ひ再び犯罪性の無くなり得ることが出來たならばどうか生命丈はお助けを願へるものならば非常に喜ばしきことである切に思ふ次第であります、マア今のことは根本的改悛と云ふことに付て一つの所感を附加へ申しました次第であります、別に腹案もなく唯平素の所信を陳べた次第で頗る秩序も立ちませぬて甚だお聽苦しいことであつたと、恐縮の至りに存じます。

寄書

○福堂餘事（三）

春雨生

○火夫と清風　美術は、決して專門家や、富豪や、若しくは一種の道樂者の嗜好に限るものにあらず、總ての人の愛好すべきもの也、或る意味に於ては、平生美術に緣遠き者、最も愛好す可し。清風の特に火失に必要なるが如く。とは、德富蘇峰の東京だよりの一節也。監獄に事に從ふもの、亦それ平生美術に緣遠き者なるか。否願ふに廣義の敎育といふ點より觀れば、外形こそ美術に緣遠かれ、その精神は、決して美術に緣遠き能はざるは、斯業の眞相にあらずや。眞と善と美とは、是れ人生の三位一體にあらずや。其一を離れては、いかて感化の光輝を放ち得べき。若夫れ劇務に疲れし身も、一たび美術の光明に觸れんか、無限の快感にうたるゝものなからんや、余は必しも多きを求めず、不廉のものを勸めず、實は近きに在り、朋友親族の間に交換せる、繪葉書にて可也。亦以て美的觀念を養ふに足らむ。

○從卒と家庭　兵營の生活と家庭の生活とは、その趣を殊にするや、言を俟たず。石黑軍醫總監の從卒論を聞くに、士官たる者が常に從卒を自宅へ取るなら、大に心得ねばならぬ事がある。それは兵卒即ち義務兵といふ者は、入營三年間は兵事の敎育を受る學校へ入學したと同樣である。故に兵卒を從卒として自宅に置く時間には、普通家族制に於て、則ち家を齊る事に付ては、我齊家の實地を見せて敎育すると思はねばならぬ。而して此從卒を取る輩が若果してならずとも其多數が、此良民即義務兵に對して、齊家の敎師たる資格を有せねばならぬ。將校たる者は、平素家庭整齊し、和樂愛敬、質素儉約にして、普通齊家の典型たるべきは勿論なれども、萬々一にも、一家の取締の不行屆の家や、若くは宜しからざる家風を、此義務兵なる從卒に見聞せしめ、不知不識の間に、其風儀を從卒に薰陶して、其從卒が滿期歸鄕後、家

を持つた時、其宜しからざる風に染ては、實に濟ぬ事であるから。從卒を置く者は、平素此心掛を忽にされてはならぬとあり。吾人多數の上位に立つものは、自家の淑否は、部下多數の人に、直接に間接に影響するを以て、部下教養の必要條件として、所謂齊家の教師たる資格を有せざるべからず。獨り部下に對するのみならず、吾人の矯正感化する罪囚は、自家の隣にも、潜伏するや測り難く、自家の周圍に交通するやも知るべからざれば、彼等に對しても亦齊家の教師たることを忘るべからず。

○不平と信仰　沼津に出張の折、分監長は茶話會を開かれた。場所は本派本願寺の出張所で、庭には秋の七草やら、あそ菊などをあしらひて、誠に奇麗に清潔であつた。曾て本篇に紹介せし他山の石の命題を冠らせたる中學校長落合氏は、眞宗の信仰深き人て、今回も一場の講話をされたが、それは「不平」と題して、その解釋を試み、之を除く方法として、心理學上より主觀客觀の說明を與へ、倫理學上より責任問題を解決し、進んて宗教上の信仰に入り、自力と他力との分岐線に及んて、終結されたが、なか〳〵趣味あり、利益ある講話であつた。詳かには記臆せぬが、少しくその要領を玆にかいてみよう。

凡そ物平を得されば則ち鳴る、不平は進歩の母であるとは、幾分の眞理もあろふが、併し人生の世に處するには、不平は禁物である。不平を除くときは安心が出來るが、除き得ざれば常に不安を抱かねばならぬ。人間が不安の心であつては、する事、なす事面白くない、從てなまけるやうになる。それゆゑに、人は安心するのが、大切である、即ち不平を去るが大事である。不平を去るの方法は如何、是れ一の疑問である、難問である。少しく私の實驗せし所を說きて見やう。

不平は自己に對するにあらず、他人に對するのである。主觀することなく、客觀するより起るのである。外界の事は或る點までは知れるが、それ以上は知られぬのである。他人の心裡の有樣は到底知り得られぬのであるから、それに向ふて、とやかう揣摩、想像するは、無理て、こうして來ると、猜忌となり、反目となり、陷害乃至攻擊となる。そふして、自己の不安は益々深く、要するに有害無益に了ります。それゆゑに、かゝる客觀を下さんよりは、自ら反省して、自己の心裡を調査するが、安心を得るの近路である。自ら反して直きやや否や、是れ最も容易なる問題て、何人たりとも、即答が出來る。自己の勉强が足らぬ、自己の同情が足らぬ、自己の詞遣がよくない、何か自己にはわからぬが不行屆の點があらふ、と。かく主觀し來れば、上官の待遇も、感謝せねばならず、同僚の、交際振もあしく取つてはならぬ。毫も不平の起ることはない、常に愉快な日暮しが出來ます。然るに、かゝる容易なる方法を忘れて、不平の奴となるのは、抑も如何なる動機であるか。思ふに責任を自ら引かずして、他人に負はせるからてあらふ。自己の詞遣に注意せずして、相手を咎め、自己の不行屆に氣が附かずして、上官を咎むる、これてある。順境といはず、逆境といはず、常に自ら責むるは、不平を去るの要訣である。詩界の巨擘月尼が、花の頃旅にありて

宿かさぬ人のつらさをなさけにて

朧月夜の花の下ぶし

と、よみたるは、流石に佛教の信仰ある、彼れの心情を流露してをる。云々

沼津未丁監の職員諸氏は、かく優勢なる游軍ありて、犯罪軍にあたらるゝは、まことに幸福なる次第て、同監の事業が、着々進歩の狀を呈しつゝあるも、同地有志の士が、間接に斯業に貢獻さるゝお蔭てあらふ。

○累犯者の戒護

大阪監獄　宇野霞山

（其三）

怠惰心　犯因の大多數の怠惰の結果なるが故に此種の心を發生するは自然的の趨勢として抑壓す可らざるなり、而して怠惰心の蔓延する所規律に將役業に影響するもの夥多にして枚擧するに遑あらずと雖も其最も顯著なるは感化事業をして水泡に歸せしむる事に存す、些か以下に於て怠惰の及ぼす感化事業の反影に就て一言する所あらんとす、

前にも述ぶる如く囚徒全體が已に猜疑心を以て充滿せらるゝが故に其結果として怠惰心を喚起するは之れ亦當然の事と云ふべきなり、即ち兩者の關係は尤も密接にして尤も迅速なり、然るに怠惰心は猜疑心と異りて有形的に現はるゝときは獄則の命ずる所直ちに違令行爲となるが故に、多くは直接に怠惰は有形的に現はれずして、事々物々か具體的に現はるゝ裏面に潛伏して、常に良心を支配しつゝあるを實驗するものなり、此場合に於ける戒護として如何なる施術を以て遇するを得策と爲すか大に研究すべき實地問題に屬す、余輩の卑見を以てすれば絶對主義の懲罰を以てするの一途あるのみ、何故に懲罰を加ふるの理由あるや即ち怠惰は外形を具ふる迄にはより以上の怠惰心が腦裡に躍起しつゝあるものにして、表面に見へたる怠惰は其一部たるに過ぎず、故に之を矯正せんとするは形となりたる外界的動作に非ずして內裡の心緒にあるを以て、施術は宜しく心をして矯化せしむるの方法にして、其效果あるものならざる可らず、而も一部の懲罰若くは訓戒に滿足すべきに非ずして絶對的根幹療法ならざる可らず、故に若し夫れ余輩は懲罰の種類を好まざるが故に如何なる手段に出づるも其方法が絶對的なれば可なり、絶對的懲罰とは、一部一回の小刀細工にて止めず、彼等の心裡を的として事々物々の總てに向つて、懲戒を施すに在り、已に外形に現出する總てに向つて勸善懲惡が行はるゝときは彼の心緒何れの點に於ても毫末の餘裕を見出す能はず、從つて戒護の間隙を見せしめざるに至り、遂に無形の心は有形の物質的乃至純理に勝ち得ずして、自己の誤謬を自覺するを得ん乎、識者或は余輩が懲罰を好むを誹謗すらく以て感化を妨くるの大なるものと云はん、然りと雖も予の云ふ懲罰は總ての意味に於ける懲罰にして、決して狹隘なる範圍の懲罰に非らざるなり、即ち闇室、屏禁、獨房、減食を意味せざるなり、唯其怠惰心の程度と懲罰權發動の程度と相呼應すれば可なり、敢て方法を擇ばざるものなり、然り數誨も亦一種の懲罰中に包含すべし訓戒、說諭豈に其一を選擇するを要せんや、識者又曰はん然らば今日の懲戒と何ぞ異るなきなりと、然れども今日の懲罰は原因結果の早合點に過ぎず則ち違則が外形上の程度に依り懲罰の程度を異にし違則行爲なく、違令行爲なくんば、心のみ違令犯則に走るも之を適當に戒飭するの方法あるなきなり、獄事應に機宜を得るとは如斯きを云ふ乎、余は斷じて之を認容する能はざるなり、且つや感化事業未だ幼稚にして感化なるもの、監獄の門を入りたりと云ふ迄にして、囚徒と相接したりと云ふ能はざるなり、或は世人の所謂懲罰を以て感化事業と容れざる害惡物となすの餘弊未だ全く去らざるの致す處誤謬も亦甚しきものなり余輩云ふ感化は心的懲罰なり、無形の懲罰なりと、殊に社會より重大なる任を負ふて立つ監獄は一時的夢想に滿足せず絶對的方針を以て監獄としての立脚地を誤らざるを要す、之れ懲罰を加へざる可らずして此の懲罰は絶對的のものならざる可らずと云ふ所以なり、懲罰にして方法宜しきを失し、單に其場限りの現金取引に終らん乎、則ち彼等の腦裡に印する懲罰の結果は鴻毛よりも輕く、遂に之と狎昵し懲罰を厭はざるに至る、斯して何ぞ懲罰の效果を見るを得んや、現今は反つて一種の弊害あるの外得る所なきは大に憾とする一なり、懲罰の結果は總ての身上に關係し終始其書類審理の上に纏綿して不利益の結果を來すは今日の現況なり、之れ寧ろ懲罰の餘弊にして余輩の斷じて欲せざる所のものなり、懲罰は已に終結せるに拘はらず、之れが將來に及ぼすとせば執着的懲罰にして決して懲罰は罪の範圍を出でずとの原則と一致せりと云ふ可らず、恐らくは之れ懲罰を過ちて解するもの、罪ならんも、懲罰は永久に參考たるべき性質のものに非ざることを公明にするは最も遇囚上必要なる要訣となす、而して懲罰が絶對的にして懲罰の目的は矯化する迄之と繼續し矯化と共に懲罰も滅するの方法に出づるは即ち感化の本領にして且つ監獄としての立脚點より觀察したる至言なりと信するものなり、識者一看守の提言敢て咎むる程のものもなけん。

（其四）

俠氣心　人は自己を反省して其自己としての現在の地位及境界に滿足すべきものなり、然るに囚徒

の多數否寧ろ識見に乏しきもの、常として、現在の狀態に滿足する事を知らさるは一般の通弊なりとす、延いて囚徒にも此種の心を活躍せしむるもの頗る多く、爲めに此心の外界に現はるゝ反影か暴言暴行となり、示威的行動となり、種々異樣なる不德行爲として現はるゝを常とす、此の通弊をして全滅とまで至らずとも靜謐を害せさる程度迄に發展せしむるは至難の業たるべしと雖も亦盖し不可能の事に非ざるなり、而して此種の心の活動する原因として介在する情實を探究するに、多くは自己の立場よりして反省を缺き、現在の境界に滿足する心なく、既に自己を忘れ且つ滿足心欠乏せるよりして層一層より以上の地位幸福を得んとか慾望心に藉られ、今日の種子は將來の果實なる事を會得する能はざる等の爲め、自ら現在の地位境界を卑み、一躍して希望を充實せんとの心緒を起し、遂には原因なき夢想を描きて、其夢想即ち空想の地位幸福に向つて直入進捗を試みんとするより又一面に於ては多衆に俠氣心を誇らんとするより自己を誇らんか爲め虛威を逞ふし、依つて以つて他囚間に自己の地位を高かめんとの慾望より出たる俠氣心の片影なりしなり、

一、余輩先づ其俠氣心に向つて同情を表したり、何となれば俠氣強ち不法なるものに非ず、唯用ゐる場合が不法たらしむる狀態に在るものなれば、須らく其俠氣なるの點に同情を與へ俠なるものは決して咎むべき性質のものに非ず、故に俠氣なるの點は之を賞揚し尙將來に於ても充分俠氣を發達せしむべしと說き起して唯其善良なる俠氣賞揚すべき心も賞む可らざる場合に、憎惡すべき事物に向つて發生したるは實に憾とす等と彼の俠氣心と相合して其行爲全部を批難せす終りに至り俠氣は時と所に依り同一なる心的活動か善行爲ともなり、或は犯罪行爲ともなるべし、例令ば若夫れ俠氣心にして善行爲にのみ發展せんか眞に所謂俠氣に富める人物にして社會の得て求むる所の人格其の者なり、然るに俠氣心か憎惡せらるべき事物場合に發展せんか其行爲は遂に犯罪として終局の悲觀を呈すべし、或は人を救けんとして自ら罪を犯し、又は官吏に暴言暴行を敢てして已の豪氣を誇る等は實に己の地位の高き己の德にあるを表明するものに非す、反つて其反動として他より誹謗を受け又は攻擊を受くるに至る是れ當然の事にして甲に暴行を爲すものは乙にも亦然り故に今日は唯甲のみ、明日は乙に復讐あるやも知る可らず、是れ俠氣に非ず則ち俠義心に非す毀譽的行爲なり將夫れ罪惡なりと其非行を說き以て彼の腦裡に存する一種の心をして融和し自ら其過誤なる事を反省するの餘地を與へたり、此囚徒は圓滿に局を結ぶ事を得たるは要するに、一面心を賞揚せられ單に心の發動する場合事物に就き注意を受けたるに過きされば、彼は大に其過誤を知ると共に將來に一の希望心と一種の光明とを發見するものなるべし、則ち自己の俠氣心は性質としては善なるものなり唯注意を受くる所以のものは善なる性質をして惡結果に向つて進行せしめたる而已と斯く順序的に解釋し且つ解釋するの餘地を與ふるときは彼の反省は瞬時にして良心に覆るべし、

二、然るに俠氣心の外界に現はれたる結果を見て生ずるものあり、兩ながら其觀念より謂ふときは自己を忘れ其之を反省せさる不倫不德の極を敢てする緣由は俠氣心にてふ誇りて他人に示威榮譽を得て地位として將又幸福としての方面を高め且つ幾分の尊敬を拂はしめんとの野心より發動するものなり、而して此種の心を外界に發揮したる場合抑も如何なる戒護の方法に出つべきや大に研究すべき實地問題に屬す、余輩か直接囚徒に對して施したる結果の二三を引證して終りに余の卑見を述ぶる所あるべし、此場合の方法を二に區別して論せん一、俠氣心に先づ同情を表して後徐ろに其順序利害を說き聞かすもの二、俠氣心は監獄に於て容る可らさる行爲として之を叱責し然る後其理非を說き聞かすもの即ち是れなり

(一)の場合、余か此の方法を以て遇したる囚徒は輕懲役六年にして持兇器竊盜犯者なり、或日此囚徒は他囚の違則を赦免せらるべく戒護者に願出たるものなり(二)の場合の一人は他囚に自己の暴行を誇らんと欲して、戒護者に向つて種々なる不法行爲を挑みたるものなり、是れ要するに

直ちに違令行爲なりとして叱責せんか其後に於て如何に之を說示するも其效たるや盖し大海の一毛より薄弱なりとす、何となれば自己の行爲は非行なりとして既に叱責せられたりとの觀念腦裡に充滿し依りて反動心は湧起され尙且つ非行と是認しつゝも我てふものは始終潛伏して其正當なる言葉も反動心と我の爲めに疑ひの圈中に蔽ほはれ、遂には說諭其效なく相互の意思の融和を欠き、四角張りて終りを告け時に或は懲罰の利器を借つて之を終局たらしむる見苦しき結果を見るに到る、之れ即ち或程度迄彼良心を應用せざりし罪にして、前者と正反對の結果を發生する所以なりとす、故に余輩は更に之を敷衍して可及的彼の良心は同情を以て迎へ、唯其良心の發動か同しく進行するも場合と事物即ち形となる一刹那善行と犯罪行爲との區別を生ずるものなれば此機宜を知得して、之を普く行はんには或は其利害する所決して尠少と云ふ可らさるものありと信じて疑はざるなり、囚徒の多數侠義を云々するもの存するを以て此所に記述して大方江湖の垂敎を乞ふの一となす、

○拘禁制度の改良を望む

市谷監獄　山田生

一利一害　社會の進步と共に犯罪の增加するは免るべからざる所今や獄窓に呻吟する者幾萬人思一度玆に至る悚然として寒心せざるを得ず、私に以爲らく吾人は常に社會的感化事業を擴張し彼等をして德義の觀念を養生せしめ此恐る可き悲む可き犯罪を豫防し所謂文明の餘弊を防遏するを望むものたり、而して此事たるや、國家の行政上實に等閑視す可からざるもの又其急務なるを記憶せざるべからず、

惟ふに犯罪者を罰するに刑罰を以てするは當に然るべきの事たり、それ惡因惡果を生ずるは獨り佛者の言に止まらず因果應報の眞理は實に宇宙を支配するの大原則なり、然るに犯罪の原因に遡つて攻究する時は却て彼等に同情を寄す可きを發見する事屢々なり、初め一時の艱難に打勝つ能はず感情に激せられ理性を壓倒し遂に犯罪をなすに至れるものならん、現今在監の囚徒を見るに此種に屬するもの亦尠からざるなり、由是觀之刑罰は必しも酸酷を要せず只犯者をして悔悟せしめ將來再び罪を犯すの念を斷たしむるにあり、古來學者が刑罰權を以て社會の防衛權なりと稱するは此の意に外ならず、然るに現行刑罰の執行法果して此主旨に合ふものと稱するを得んや、殊に監獄の主なる目的即ち再犯防遏に至つては果して如何、現時刑罰執行の主要なる雜居拘禁制度の如くんば犯人をして改悛せしめ犯罪の念を斷たしむるを得んや、社會の安寧を防衛せんと欲する刑罰の執行は却て社會の安寧を害するものたらんとす、監獄は偶に犯罪學校として終らん而已、監獄官吏の性格高く感化の効著大なりとするも、千百の犯罪者をして監獄內に雜居交通をなさしめば同性相和し同病相憐しみ惡風傳染し又遂に救ふべからざるに到らんこと明かなり豈長大息に堪ゆへけんや、抑も刑の執行と監獄の制度とは現今社會の大問題にして苟も志あるもの、愈々等閑視すべからざるなり、若し夫れ之れが研究を怠り之れが改良を講ぜずんば百年後の社會は恐くは犯罪を以て萎縮するに到らん、吾人は大に此點に就て夙に考ふる所なくんばあらず、

凡そ人たるものは志操極めて堅固にして品性の高きものにあらずんば周圍の誘惑に陷るの恐れあり、境遇は人を支配すとは眞に偶言にあらざるべし、今監獄に於ける雜居の制度を採らば共謀を擅にし終には出獄後怪腕を揮つて犯罪相謀る如き尠からず、斯の如き境遇にあらば未だ甚しき奸惡に陷らざるものと雖遂には之れに浸染し惡性を養成し、延ひて立法の精神に反するものなり、於是乎刑罰執行の一たる拘禁制度改良の必要を認むるに至れり、曰く然らば如何に改むべき乎、吾人常に主張す監獄は總て分房制を採り囚人の作業は悉く單獨的なるものを課す是れなり、然らずんば幾百の星霜を俟つと雖遂に其目的をして有効ならしむる事能はざるべし、或は曰はん獨居制は監獄の構造と直接の關係を有し之れを實行せんには獄舍の改造を要し多費亦奈何せんと又曰く、雜居制の利とする所管理に便にして更に作業に至つては大差あるべし豈容易の業ならんやと、二者の言然り然りと雖立法の主義は犯罪豫防再犯防遏にあり、而

して此の刑罰上の大主義をして卓上一片の空論に終らしめ未だ其の實行を見ざるは惜む可きの至りならずや、管理に便作業に差ありと言ふ是れ見る所狹隘に失せずや、古來の因習を破り斬新の域に進むなくんば社會永遠の發達と人民の幸福とは覺に期すべからざるを奈何せん、吾人之を主張す初めて之れを唱ふるに非ず、先輩諸氏の大に論究せる所にして米國の如きは已にペンシルバニヤに於て實行せる所なり、吾人は戰後經營の爲め財政擴張を知る國事多端の際一時に之れを決行せよと主張するにあらず、願くは漸時此の主義の採用せられん事を望むものなり、只是れが先驅として感化の必要最も多き未成年者に之れを行ひ、着々舊來の陋弊を一掃せられん事切に望む所なり、先づ是れを行ふに方つては其刑期の長短により深く論究し極めて適切なる法を設け主として個人的敎誨を施し適度なる運動をなさしめ所謂懲治的處遇をなす最も可なり、彼れ犯罪者と雖素より先天的にあらず自ら好んで惡事をなす亦稀なるべし、人は皆生れ乍らにして良智良能を有す即ち理性は人類の特有なり、只幾多原因の爲め其理性を損傷し、惡るべき其惡習によりて感化し能はざるを養成するに至れるなり、故に一方に於ては其惡的慣習を斷ち他方に於て其惡的觀念を抑壓するの手段を取らば之れを矯正する豈難しとなさんや、只夫れ此の矯正も少年時代に於てする第一の急務なるを記憶せよ、恐るべき罪惡を犯し鐵窓の下に繫がれ憫むべきの境遇に居るもの多く少時に於て善良の保護者なく終に惡習慣に陷りたるものなり長年以後の偶發にかゝるものは僅少なりとす、是れを以て先づ道義の何たるを知らざる未成年者を誘導指示し世の光明に接觸せしめなば頑愚不賴なる少年も遂に改悛の實を見るに至る可き也、如斯漸時吾人の主張にして實行を見るに至らば社會は犯罪より受くるの攻擊を免れ圓滿の發達を遂げ人類の幸福期して俟つ可き也、玆に到つて刑罰執行の目的を達せるものと稱すべし、嗚呼何時か果して吾人主張の實を見可きや、

○吾が希望

下總　齡堂

戰後各方面の發展は着々歩を進めつゝある中に、國民敎育の任にある敎育家は苟くも利用すべき休暇あるときは冬期といはず夏期といはず、帝都に地方に東に西に講習會を開設して世間に後れざらんとに是れ勤め、知識の練磨に熱注しつゝあるは毎年のことなるに、本年は戰後敎育の第一着手として其發展に大にみるべきものあり、則ち夏休を利用して滿洲視察の壯擧の如きは其主なるものといふべし、此擧に對する爲政者の優遇なる措置も又當を得たるものといふべし、是れ戰勝の一因敎育にあることを自覺したればなり、かく兩者相待て並進せば其好果を收むること又難きことなし。抑も敎育者の此壯擧たるや單に敎授法の視察にもあらず、生徒三育の成否視察にもあらず、將た又校舍建造の當否視察にもあらざるべしと雖も而も得る所の新知識は尠少にあらざるべし、其奉天を視るや淸朝始祖の發祥地として雄大なる壯圖を歷史的に考究するの利益あらむ、其旅順口を視るや遺恨十年一劒を磨き慘絕悲絕を極めたる再戰場地として難攻不落の要害を地理上に應用說明するの利益あらむ、其大連を視るや露國の東方政策に於ける商業港としての過去と、經濟的日本の現在とを比較校量するの利益もあらむ、亦租借地及滿洲本土の兒童を啓發すべき方法を畫策研究せられつゝある視察員もあらむ、特に吾が猛將勇卒が骨を忠義の山に曝らし、血を愛國の川に注きたることに想到せば吾が忠孝主義の修身科の骨目を實感的に布演することを得む、彼等敎育者が此活敎訓活模範によりて得られたる利益は實に多大なるものと余は思量せり。

是をこれ思ふにつけて轉た感慨に堪へざるものあり、斯界の諸君、それ吾人も又敎育者の一員にあらずや、而かも猛惡なる癖性を矯正化育して善良の民たらしむることの責任に於ては其難易社會敎育家の上にありとするも後にあらざることは諸君の齊しく首肯せらるゝ所ならんとす、然るに知識研磨の方法は如何ん、彼等敎育者の後に瞠若たらざるなきか、日露戰役にて止むを得ざることゝは

言ひながら監獄學校は閉鎖否全廢せられ、未だ之に代るの設備なきは斯界の退歩にあらざるなきか、將た設立するの必要なきまでに進歩したりとなすか、假りに進歩したりとするも一日怠らば一日の退歩と知らずや、右足一歩進みたるときは左足は一歩退きたるにあらずや、夫然り進歩したりとて等閑に附し去るが如きことあらば期年ならずして責職を盡す能はざるまでに退歩せざるなきか、如何となれば假りに吾人の知識を一位に置くとせよ併究練磨せざれば始終一位にありてコンマ以下に退歩するとありとするも向上すること能はざるにあらずや、然るに犯罪は犯罪の方面に向上しつゝあるにあらずや、一位にある犯罪は一位の知識を有するものにて感化し得るとするも十位に向上したる犯罪は一位にあるもの〻能く感化しうざることは明瞭なる數といふべし、然るに上級官吏は登庸試驗に、下級吏員も採用試驗に、及第後教習を習了したるのみにては（講義錄其他の方法によりて勉強せらるゝは除外例）心細き感なき能はず、一時も早く相當の教育機關の設備を希望してざれば唯姑息偸安に蛙井的の活動に甘ずるより外あらざるなり、責任重き教育者としては聊か耻るところあらざるなきか。

言ふ勿れ、司獄官は上下を通じて不休不眠の劇職なれば寸暇なしと、特に監獄は口耳の學を以てすべき所にあらず唯實務の熟練にあるのみと、又曰く勉強も必要なれども薄給者は財政に餘裕なしと、其言ふところ稍理に適したるが如きなれども未だ必しも然らず、自ら猛惡なる彼等囚徒を矯正化育すべき教育者なることを自覺せば唯に實務の熟達のみを以て足るべきものにあらざることは余の言を俟ずして明かなり、亦寸暇なきが如しと雖も總理大臣の示達せられたる暑中休暇の如きは何れにか融通の附かざることなかるべし、而かも尚ほ寸暇なしといふが如きはソハ平素鈍腕の然らしむる所にして事務澁滯てふ不名譽に歸するか、又は年中薄給に苦しみつゝあるものから與へられた當然の休みも休まず所謂勉強して皆勤の榮譽を獲んとするに歸せんのみ、此等は結構なることなれども之れがため寸暇なしとは言ふべからず、然れ止まざるなり、余は此頃の狀況はナンとなく不活潑にして因循に流れ、萬事に委靡として振はざるかの如き感を有せり、併し坐して斯界を大觀否想像したるものなれば或は杞人の憂ならんも知れざるなり、此事幸に杞人の憂となれ。

退ひて考一考すれば戰後の獄政は多々益々繁雜ならんとするに際し、後進提撕の方法なきは斯界のため遺憾とする所なれば速に其良法を講ぜられんことを希望すると同時に、地方參觀出張の道開かれんことを希望す、時に主腦者の參觀なきにあらざるも、それよりもヨリ多くの見聞の利益に浴せざるべからざるものは各課所の部員なりとす、兒童教育者既に實地視察に多大の利益を占め得るとせば吾人も又地方監獄を視察せば多少の利益あるべしと信ず、此視察の道開くと共に又一方には夏期を利用して講習を開かれんことを希望す、是の如く進取的法案をなすあらずして偶當路者の巡視に油をとられるのみにては實に愍れむべき境界ならずや、地方〳〵看守會茶話會の如きものなきにあらざるも尚一層進んで前述の希望を現實せしめとも現在の薄給にては我輩も同情を表す到底一書も購ふこと能はざるべし、此に於てか近き將來に增俸問題も實行せらるゝ運びに至らんとする由なれば既往は既往として將來は共に〳〵大に活動いたしたきものなり、最後に余が希望の斷案を表示して大方諸君の誨を乞はんとす、

第一策　教育機關設立の事

第二策　第一策の應急手當として中央監獄協會内に冬期若くは夏期講習を開設する事

第三策　第一第二を實行し能はざるときは全國を六區又は八區に別ち各區に冬期若くは夏期講習を開設する事

但し講習員は各監獄より二名以上を拔擢して總て官費生たる事

救護事業

○家庭學校の事業一班

留岡幸助氏の主管せる府下北豊島郡巢鴨村に在る

家庭學校は過去七年間に於て經營したる事業の成績は不良少年の百中七十を改悛せしむるを得たる由にて益々事業の完成を謀らんと苦心しつゝあるが近來一般に不良少年の增加し每週五六人の入校者を依囑し來れるも現在二十七名を收容せるありて校舍狹隘なると資金の充實せざるが爲め止むなく應ずるを得ざることゝて竊かに社會の爲め遺憾とする所なりしが今回百難を排し組織を擴張し財團法人とし大倉粂馬、江原素六、小林富次郎、吉村鐵之助、奧江清之助、井上公二、有馬四郎助及同氏は理事となり且つ留岡氏は專務理事として校務を總理することゝなれり

同校の組織を變更し規摸を擴張するに際し婦人の援助を要するを識認し「家庭學校婦人後援會」なるものを組織し米國大使ライト夫人、グリーン夫人、ウエストン孃、津田梅子女史其他有識の淑女五十名の贊同者を得且つ其中より十五名の評議員を撰擧し諮る所ありしに同情者を募集し其他事業發展の上に力を致さんことを約するに至りたれば同校の爲め有力なる後援たるべし、而して一面又經營し來りたる慈善事業師範部を完全ならしめんと企てつゝあり由來慈善的救護事業には活動する人物を要す、制度完備し資金充實するも活動する人物を欠くときは何等の効果を奏せず而かも之れが人物を獲るとは頗る困難なり、家庭學校創設以來過去七年間に於て幹事教師家母家母補及授業手等を招聘すること三十五人にして其中退職したる者二十七人以て事業の困難なると、適材を得るの難事たるを知るべし留岡氏茲に見る所あり之れが養成に苦心する所少からざるも未た完全なる師範部の設立を見るに至らず、然れども徐々に曠足を伸べんことを期せり其發表する所の規則の要領左の如し

一　將來慈善事業に從事せんとする者を養成す
一　生徒を實費生補助生の二種とす、補助生は三ヶ月の後適當の者と認定するとき補助するものとす
一　年齡二十歲以上體力强健にして入學試驗に合格したる者は男女を問はず入學を許す
一　束修金二圓　月謝金二圓
一　入學試驗課目
　　數學　算術、代數、幾何
　　地理　日本萬國地理大要
　　歷史　日本萬國歷史大要
　　讀文　十八史略の程度
　　作文　記事論文
　　生理　大意
一　學年試驗を分ちて二ヶ年とす其學科は左の如し

每週教授時間　第一年　第二年

聖書	二	二
慈善事業		三
心理學		二
歷史		二
犯罪學	三	
社會學	二	
教育學	二	
倫理學	二	
英語	五	五

臨時講演（二學年共每月一回）
實務演習（二學年共每月一回東京附近に在。慈善事業の實地研究）

外に女子には音樂、料理法、裁縫を授く

家庭學校の特徵として擧示する處に據れば第一、家族制度第二、禮拜第三、學課第四、勞働第五、音樂及體操第六、衞生第七、境遇の轉換第八、勤勉獨立正直清潔を以て教育の主義とすること是れなり元來不良少年を生ずるは多くは家庭の缺陷に在るを以て嚴父慈母の訓練注意を以て感化せざるべからず故に現時三個の家族舍を設け各家族各十人の生徒あり家族舍には家族長たる男子主婦たる婦人ありて身を以て家族を率ひ寢食を俱にし喜憂を分つものなり、而して基督教を以て主義とするが故に每朝曉起虛心靜思神を禮拜するものなり、不良少年は懶惰且つ注意力散漫せるを以て規律正しき學課と勞働を以て教養せり、學課は午前に於て四時間勞働は午後に於ける四時間を充つることゝせり勞作は主として農業を課し兼ねて戶外各種の勞働に服せしむ、音樂は其心思を優美高尙ならしめ體操は身體の發達を整正せしむるものなるが故に專攻の教師をして之が教授の任に當らしめつゝあり、身體上の缺陷は多く罪惡の起因たるを以て身體の訓練と衞生に意を致すの急を認め內外諸科の醫師及看護婦の經歷を有する婦人をして衞生と醫療に盡瘁せしむることゝせり加之境遇の轉換は感化教育に須要なるを以て身體精神の保全を兼

ね夏季に至れば房州保田の海邊に海水浴を爲さしめ生活狀態を一變し境遇を轉換せしむるを例とせり以上教育主義は活ける信仰を以て總括するものなりとす

左に同校規則の概要を摘錄して同校の特徴なるものと對照するの便に供す

一　本校の目的は官廳又は一私人の勸誘或は父兄の委托に依り不良少年を教養するものとす

一　入校者は入歳以上十六歳以下にして左の事項に當る者

一　改心し難き又は品行方正ならざる少年

一　浮浪漂泊の少年

一　不道德なる父母の許に在りて適當の教育を受くる能はざる者

一　犯罪の傾向ありと雖も改良の見込ある者

一　家族制度に依りて蓄積す

必要と認むるときは校外の良家庭に委托し又は職業上の徒弟となすことあるべし

一　職員は校長、幹事、教師、醫師、家族長、家母及家母補とす

教師は學術教師職業教師體操教師の三種に分つ

一　生徒は實費生補助生の二種とす

一　生徒の分類は小學及中學制度に依り其學級を分つものとす

一　生徒にして品行方正學業に勉勵工藝に傑等なる者は時宜に依り賞譽することあるべし

一　生徒にして校則を遵守せず又は校内の風儀を破り生徒間に惡感化を及ぼし改善の見込なきものと認むる時は退校を命することあるべし

一　生徒の監督は總義の制裁に委するは勿論なりと雖も無義の制裁に從はざるときは檢束を加ふることあるべし

以上の規則及細則を定め其主義方針を貫徹するに力むるのみならず行餘會なるものを設け運動遊戲會を盛にし親睦の情を厚ふし時々遠足を催ふし演說會を開かしめ强固なる體格と不屈なる氣風を養成することゝせり又、同校婦人をして積寸會なるものを組織せしめ卸商店より學校用品其他の日用品を廉價に購ひ來りて市價に準じ生徒及教師に賣り其利益を積蓄し、洗濯裁縫編物等、寸陰を利用して適當の働を爲し報酬賃金を貯蓄することゝせり其目的とする所は同校事業の爲め、餘力あれは他の慈善事業の爲めに貢獻せんとするに在り斯くして堅忍不拔の氣風を養成するの傍ら柔順なる氣風を養成せんが爲めに家畜同情會なるものを組織し可憐なる家禽と家畜とを飼養せしむることゝし少年者の慈愛と同情とを以て生物を愛撫するのみならず今日に至りては雜誌「操」を發刊して生物の憐む

べく愛すべきを說くに至れりと云ふ

同校三十二年以後の成績を左に表示し其全班を窺ふの資料とせんか

入校退校

	生徒	準生徒	改善	病氣又ハ事故	證旨退校	逃亡	
三十二年	一						
三十三年	一一	二					二
三十四年	一一		三		一		三
三十五年	一六	一		三		四	一
三十六年	一四	二	八	四	二		五
三十七年	一〇		三	二	三		二
三十八年	一二	五	六	六			一
計	七五	一〇	二〇	一五	一〇	一三	

註　準生徒とは父兄若くは本人の志願により在校する者にして所謂不良少年にあらず

病氣又は事故退校者にも改善の部に入るゝも差支なき者もありと云ふ

以上は過去七年間の經過事情なり將來の經營として留岡氏の懷抱する所のものは數丁の農園を設くること、手丁部を新設し寫眞銅版、活版、靴工等に就かしめんとすること、慈善事業師範部を擴張すること是れなり而して之か完整を期するには基本金及經常費を增加するの必要あるを以て今回前示の如く財團法人とし基本金及び經常費の募集を計るに至りたるものなりと資金の充實すると否とは事業の興廢に關する大なり吾人は茲に同校主事者に代りて大方の義捐を仰かんことを庶幾ふことを附記す

統計

○未成年犯罪者と特別監

進藤正直

未成年犯罪者が近年漸く增加の傾向あり且つ其大部分が比較的敎育あるものなることは統計の示す處であるが、都下の如きは近來不良學生の發出甚だしく遂に其筋に於ては大檢擧に着手せりと傳へらるゝ折柄、某敎育團體が犯罪者殊に未成年犯罪者の敎育狀態を調査研究し以て敎育制度の改善に資する處あらんとすと聞く、是れ今回恩師小河博士の論文が或は其動機となりたるには非さる

か、ろは兎もあれ世の教育家が教育と犯罪との關係に就て漸く注意を加ふるに至り、背面的觀察に依りて教育界現下の病根弊源を究はめんと志せるは最も策の得たるものにして、吾人は之を吾人の立脚點よりして大に歡迎せんとするものである、乃ち此際同志諸君の爲に所謂特別監の概況一斑を紹介するも亦強ち無用の業には非ざる可きか、請ふ左に少しく之を述べん。

十六歳の幼年囚、十六歳以上二十歳未滿の未成年囚及懲治人等を最寄々々に集禁せる監獄、即ち所謂特別監は現在總て十二箇所、此收容人員實に千百九十二人てある、而して其內譯は、

	（男）	（女）	（計）
懲治人	三九九	二四	四二三
四人	四八四	二〇二	六八六
刑事被告人	六六	四	七〇
別房留置人	一三	—	一三
合計	九六三	二三〇	一、一九二

即ち刑事被告人以下の八十三人及四人中多少の成年者を包含しあるが故に、全く特別收容の資格あるものは差引千人內外である、尤も其資格あるものは全國を通じて懲治人六百六十三人、幼年囚二百六十四人、未成年囚二千七百九十一人、合計三千七百十八人てあるから、學校的設備の下に感化院的教育を施されつゝある幸運兒は僅に全體の三分の一に過ぎずして、多數は今尙舊式の方法に依りて嚴かに刑を執行せられつゝある有樣である。

さて特別監中には主として懲治人のみを集禁せるあり、或は又幼年囚未成年囚及懲治人の總てを集禁せるありて區々一ならざるが故に、試に之を分類すれば左の通りてある。

△懲治人（男）特別監

川越分監　（押送區域）東京、巢鴨、市谷、横濱、前橋、靜岡、甲府の七監獄及本監　（收容人員）懲治人男一七三、四人男二、合計男一七五　三十五年十二月以降　三十七年十一月以降

熊谷分監　（押送區域）水戸、宇都宮、前橋、千葉の四監獄及本監　（收容人員）懲治人男八四、四人男八、刑事被告人男一〇合計男一〇二　三十九年一月以降

淵本分監　（押送區域）東京、市谷、浦和、千葉、前橋、靜岡、の六監獄及本監　（收容人員）四人男一四九、刑事被告人男五、別房留置人一二、合計男一六六　三十六年十月以降

△幼年囚及未成年囚（男）特別監

唐澤分監　（押送區域）長崎、福岡、熊本、の三監獄及本監　（收容人員）四人男八〇、刑事被告人男一、懲治人男六合計男八九　三十七年十二月以降

沼津分監　（押送區域）横濱監獄　（收容人員）四人男九九、刑事被告人男五、別房留置人男二、合計男一〇五　三十七年十二月以降

△未成年囚（男）特別監

金澤監獄　（押送區域）福井、富山の二監獄　（收容人員）　三十九年三月以降

長岡分監　（押送區域）本監管內のみ　（收容人員）四人男五二、同女二、刑事被告人男一一、同女二、合計男六三、女四計六七　三十八年八月以降

△女囚特別監

（押送區域）京都、堀川、奈良、和歌山、德島の五監獄及本監　（收容人員）懲治人男七七、刑事被告人男一六同女二合計男九三、女二、計九五

△懲治人（女及瘖啞者）特別監

横濱監獄　（押送區域）東京、巢鴨、千葉、浦和、宇都宮、前橋、水戸の七監獄　（收容人員）懲治人男瘖啞者一一、女二四合計三四　三十七年三月以降

△懲治人及幼年囚（男）特別監

中村分監　（押送區域）宮城、山形、盛岡、水戸、宇都宮の五監獄及本監　（收容人員）懲治人男三五、四人男四二、刑事被告人五合計男八二　三十八年十月以降

△懲治人幼年囚及成年囚（男）特別監

七尾分監　（押送區域）富山、福井、新潟の三監獄及本監　（收容人員）懲治人男一三、四人男四二、刑事被告人男三合計男五八　三十六年九月以降

△幼年囚（男）特別監

小田原分監　三十九年二月以降

八王子分監　三十六年七月以降

（押送區域）甲府監獄及本監

（收容人員）四人男五、同女一九三、刑事被告人男一〇

合計男一五、女一九三、計二〇八

大略此の通りである、若し夫れ其成績に至ては各監に於て特に編纂せる統計書に依りて其詳細を知ることが出來やう。

明治三十九年七月末日現在全國囚人罪名別

（△ハ減）

罪名	三十九年七月末日現在 男	女	計	増減 前月比較	増減 前年比較	三十九年七月中ノ新受刑者	前月ニ比シ増減
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害ス	一三		一三	△一	△四	一	△一
附加刑ノ執行ヲ逃ル	五三		五三	△四	△一三	一	△一
貨幣偽造	九六一	三	九六四	△二	△九二	四三	△一
官印官文書偽造	一、五九八	一〇	一、六〇八	△七	△一六	一五六	△一四
私印私書偽造	一、二四二	二	一、二四四	△一九	△一七	九	△一
偽證	二三	一	二四	△一	△一	四	△一
賭博	一、四七二	二三	一、四九五	△一八	△一四	七一	△一
謀殺	一、七〇六	一四二	一、八四八	△一四	△一四	一九	△一
故殺	一、二五九	一八	一、二七七	△一七	△一四	一九	△一
毆打創傷	一、八四〇	三六	一、八七六	△一四	△一四	二六	△一
脅迫	一三	四	一七	△一	△一	一	△一
猥褻姦淫重婚	二七一	一	二七二	△一	△一	一	△一
誣告及誹毀	四三	一	四四	△一	△一	一	△一
窃盜（次ノ三項ヲ除ク）	三、五九二	八四三	四、四三五	△一四	△一四	一七	△一
強盜	三五〇	一三	三六三	△一八	△一八	一七	△一
遺失物及埋藏物ニ關ス詐欺取財及受寄財物ニ關ス	四、〇七二	一三	四、〇八五	△一二	△一二	一三	△一
贓物ニ關ス	九		九	△一	△一		△一
放火	三、七三五	一〇五	三、八四〇	△一三	△一三	一三	△一
家屋物品ヲ毀壞シ及動植物ヲ害ス	五四九	七	五五六	△一	△一	一	△一
違警罪並ニ廳府縣命令違犯	五三	一	五四	△一	△一	一	△一
以上列記以外ノ罪	一、八九	一〇〇	一、九八九	△一	△一	一	△一
總計	四八、七六八	一、六六七	五〇、四三五	△一四	△一四	一七	△一

明治三十九年七月末日現在全國在監人員監獄別表

（△ハ減）

監獄名	囚人 懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
東京	六三〇	六三九	一	一	一、二七〇
市谷	一、一三	一一	一	一	一、一二六
集治	一、四〇一	一〇一	二	一	一、四〇五
鴨濱	一、〇〇一	一〇一	一四	一	一、一一七
橫浦	八一四	一三	一	一	九三九
和歌山	一、二四六	二六	一四	一	一、二八七
前橋	八六八	一	一	一	八七一
千葉	八四九	七	一	二	八六一
水戸	六八四	三	一	一	六九三
宇都宮	六八二	三	一	一	六九八
甲府	三〇	一			三一

歌口	長野	小菅	安濃津	名古屋	岡崎	豐橋	岐阜	新潟	福井	金澤	富山	宮福	盛岡	青山	秋田	山形	森	京都	大阪	和歌山	奈良	神戸	岡山	廣島
取扱	一、三四七	一、〇二一	七三五	一、八九一	九三五	四五五	四五五	八五〇	五一一	二九五	一、〇二一	一、〇二一	三九七	四六六	七〇九	一、三九	二、〇一一	六三八	一、三四九	一、六二〇	一、五八一	九三三			
江島	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
松江	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
德島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
高松	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
高知	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
山口	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
長崎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
福岡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
大分	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
佐賀	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
熊本	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
宮崎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
鹿島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
三池	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
沖繩	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
函館	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
札幌	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
釧路	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
網走	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
十勝	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
樺太	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
監獄	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
出張所	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
前月ニ比シ増減	△																								
前年ニ比シ増減	△																								

歌口	松江	鳥取	德島	高松	高知	山口	長崎	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿島	三池	沖繩	函館	札幌	釧路	網走	十勝	樺太	監獄	出張所	計	前月ニ比シ増減	前年ニ比シ増減
取扱	二三四	二三九	二五〇	一九一	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	△	△
江島	六六八	二三四	二五〇	一九一	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	△	△
松江	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
德島	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二
高松	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
高知	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
山口	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
長崎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福岡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大分	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
佐賀	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
熊本	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宮崎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鹿島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三池	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
沖繩	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
函館	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
札幌	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
釧路	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
網走	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十勝	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
樺太	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
監獄	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
出張所	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
前月ニ比シ増減	△																									
前年ニ比シ増減	△																									

雜俎

（はがき投書を歡迎す）

●江馬春熙氏の刑事圖譜の序に曰く、刑期干無刑、我皇祖家法也、而刑律之源、遠屬上古……五刑既備、及中古、概因唐制、大寶中、大備律令、蓋當時人情、益使之要者歟、自嵯峨帝後、廢死刑者二十一代矣、其治可想也、及源氏爲政、用笞杖徒三刑、而其餘皆廢焉、亂國以之治民、亦可想也、至北條氏末加流死、其間有暴濫甚者、而古來刑之最慘酷者、莫若豊臣氏、氏專以軍法刑人、自大逆無道、至鉢雨之罪、皆處斬、謂之一文斬、有梟首鋸首、凌遲、磔、炮烙、鼎鑊、拏戮、及緒族等刑、凌遲、謂先斬其支體、次其吮、緒族謂夷其一族也、至德川氏、用心刑獄、頗有釐正、云々と我刑獄の沿革變遷を說くや簡にして明、殊に嵯峨帝より二十一代死刑を廢したるが如き、源氏の世に於て笞杖徒の三刑を用ゆる云々の如き洵に斷獄上の參考資料たらすや吾人は這個短篇に就て學ひたるもの尠からざるなり……（千朶舍主人）

●婦人犯罪の原因に就ては正確なる統計なけれは遽に判斷を下し難きも妙齡の婦女には感情的犯罪多く老年に及ふに從ひ竊盜詐欺等の破廉恥罪其多數を占むる而して妙齡の感情的犯罪の時期に於ける犯罪の當時は殆んと皆月經期中にあるは不思議なる現象なり之れ月經期中は精神に刺戟を受くること激しく爲めに一種の精神病的作用より感情を激昂し無意識に罪を犯すにあらすやと多年群馬縣に教誨師たりし高橋氏語る、觀察に富めるものと謂ふへし希くは監獄醫たる者其說の眞否を醫學上實驗上より研究せよ而して其結果を發表せよ……（研究生）

●紐育市には四十秒毎に外國人來り、五十二秒毎に旅客滊車到着し、六分毎に小兒が產れ、七分毎に葬儀あり、一時間四十五分毎に變死者を生し、十三分毎に婚姻あり、八時間毎に離婚あり、五十一分毎に家屋が建ち、一時間四十八分毎に船舶が出帆し、四十八分毎に新起業あり、七時間毎に破產者を生し、又一方には日々八時間毎に一人の殺人未遂犯人現はれ殺人犯罪は既遂未遂を通して日々四件を欠くることなく、何等かの犯罪者は三分毎に一人を逮捕す即ち一日平均四百八十人を逮捕する割合なりと云、イヤハヤ忙かしいこと、喜はしいこと、哀れなこと、あめでたいこと、悲しいこと、憎いこと、恐ろしいこと、斯ふ喜怒哀樂榮枯盛衰が湊合しては貴賤貧富も恃むに足らす又憂ふるに足らす、紐育よ汝は逆上せざるや……（あづま生）

●米國には突飛の人間多きことは每度見聞する處なるが桑港にアドロフジットマンと稱する人あり妻及三人の子と同棲しつゝあり今を去る八年前其妻と言爭ひしが爾來今日まて何如なる場合にも何如なる事柄に接するも唇を緘して妻に語るなし、妻乃ち之を理由として離婚請求の訴訟を提起せり、而して訊問に答へて、夫は妾と對坐するも木偶泥塑の如く一言を發せす時々怒れるか如き眼もて妾を疾視るのみなり、然れとも早晩八年前の緘默の誓を破ることもあるへしと往苒今日に至りたるも今や一縷の望なし之れ妾を見捨てたるもの妾は其虐待に耐へすと逃ふ裁判官は程度を超へたる緘默は虐待に値ひするものなりと宣言し原告の勝訴に歸せりと云奇なる訴訟、根氣強き夫婦喧嘩蓋し前代未聞なるへし……（東京生）

●世界の人口千分比例を觀るに、五百五十八人は亞細亞に、二百四十二人は歐羅巴に、百十一人は阿弗利加に、三十二人は亞米利加に、五人は南北兩極地方に、二人は濠洲に住する割合なりと云即ち世界の人口半數以上亞細亞に在り四分の一は歐羅巴に在りと知るへし就中日本は面積の割合に人口多し、亞米利加濠太利邊に出馬し運利を攫むの勇なきや、之れ蓋し富國強兵策の上策なるものか……（愛國民）

●最近米國通信に、夫婦及二兒を殺したりとの嫌疑を以て政府は三名の黑奴を獄に捕へたるに市民は加害行爲を憎み、政府の措置を手緩しとし怒髮天を衝きて蜂起する者三千人迅雷忽ち獄を破り黑奴を奪ひ拷責終日遂に三名を樹木に縛し罵詈を極めたる後銃殺したりと云、これ所謂私刑なり、基督を中心とし博愛を唱道する白哲人種にも似合はぬ非文明、沒道義……（黃人種）

●飲酒狂とも稱すべき五十老爺甲斐國に出つ、一日醉ふて尙足らず大に飲まんとて他人の物置小屋に放火したる後自ら防禦に勞して酒肴を受けんとしたるに事發覺し村評定の結果將來酒を飲まざることを誓はゝ其罪を赦さんと決議したり老爺は酒を飲ますしては生存の甲斐なし寧ろ監獄に入らんと自首し九年の重刑に所せらる、おや〳〵六七箇月と思つたら九年とは……と控訴したりと……

歸命酒量光如來……（禁酒論者）

●トルストイ伯曰く、酒を飲むは氣を引立んが爲め、喫煙するは鬱を散せんか爲なりとは多くの飲酒家喫煙家の答なり心氣鬱沈し、憂鬱するは良心の苛責に煩悶する時にあり、良心を瘢痍せしめて懊惱を散せんとするなり之れ罪惡を關ますに罪惡を以てするものなりと一針百雷の如し……

……（同感生）

●此の兒將來幸多かれとは吾も人も濫ることなきに嬰兒の舌に乳滓は停滯し終に腫物の如くなりて乳汁を飲まざるに至ることあり、此の場合は母親に豆腐を食せしめざれば乳滓を生せすと老婆の談として實驗家の投書衛生新報に見ゆ、醫學上の當否は知らすと雖も實驗奏効ありしとせば監獄に乳兒を有する婦女に試みる亦可ならすや……

……（傳聞生）

●米國の某製造所の勞働者死去したるに由り判官臨檢したるに、懷中に二十五弗の有價證券とツボンの中に一振の匕首を隱しありたるを發見したり同處附近には檢證法廷なき爲め臨檢の判官は右の遺物の處置に窮したるが苦心の末名案を案出し死者が武器を隱匿したる罪を以て二十五弗の罰金を課し其儘之を沒收したりと死者に課罰とは滑稽至極……

……（法界坊）

●男子の犯罪には酒、賭博、女色の三者を伴ふもの多し就中婦女に關係せざる犯罪は絶無なり、男子は陽性女子は陰性なり故に女子は感化に困難なり女子は窮乏困苦に遭はゝ必す墮落すと云ふも可なり、之れ墮落せは男子を誘惑し天然の資本に賴つて窮乏を免るゝを得ればなりとは小河博士の說として有數の新紙雜誌に散見する所機徹の間に穿ち得たる、觀察の明なりと謂ふべし、予は之に下の蛇足を添へんとす、曰く、窮乏に遭ひて墮落せざる女子は慢性ヒステリーとなりて終る……

……（管見生）

●米國市俄古のミルウオーキー、アベニユー銀行に强盜の一團闖入し鐵扉を破壞し在庫の金百萬弗を奪取したり、打擊を免れたる番人急遽警報を傳へたるに警吏馳せつくや此時遲し彼時早く雲霞と遁れ去りたるを以て銀行は莫大の懸賞を以て探索を計りつゝありと云、黃金國には盜人までが豪いチト鼠賊を驅り集めて留學させ卒業後も依然稼さては何如……呵々……

……（失笑生）

●舊高知藩主山內容堂公の藩中に中江兆民、古澤滋氏と共に俊才と並稱され小松某は維新後藩主に拔擢せられて米國に遊び鱗介學を專攻し歸來農商務に職を奉し上下に推重せられ、十九年故ありて職を辭し民間の育英に、憲兵本部に英學の敎鞭を揮ひしに病魔に侵されて職を罷む爾來流離困頓終に詐欺竊盜の群中に徘徊するに至れり名士の末路亦愍むべきかな噫々……

……（悲憤生）

●無期刑を廢すべしとは予の曾て監餐に在るの日唱道したる所今又安田半農君の斯論あり死刑と無期刑とは生命を絕つの一時的なると不定期なるとの差のみ五十步百步なり、然かも永遠に煩悶を與ふるは無期刑の特色なり……而して此無期に生命を奪ふと云ふ一點は却つて、死刑存置論の鐵壁となる……無期刑は社會より隔離するの目的は達し得んも苦痛は彌久に亘る、若し二者擇一を許さば長に煩悶せずして快く一瞬に眠らんことは予の願望なり……

……（小不倒翁）

雜　錄

○戰後に殺傷罪の增減に於ける

（岡田博士の談）

岡田法學博士某客に語りたる時事談の一節に曰く戰後の結果として或一部分には金錢を浪費する事及遊惰の惡習を生せし結果之に關聯する犯罪行爲は增加するが如くるも之が爲め殺傷事件激增せしとは云ふべからず、殺傷の原因は戀の遺恨と金錢問題の紛擾と殆と相半せり、佛國流探偵術の原則

たる犯罪の底には女の笑顏ありと云ふ格言は我國にも適用さるゝなり、殺傷事件の內近年著しく減少したるは賭博に原因する出來事なり（賭博を博徒の稼業と假定して）賭博の紛紜より人を殺す事は甚だ少く多くは金錢問題に關係あるが如し之は博徒が怜悧になりて生命を大切にする結果なるべく從て古來道樂者が有する一種の意氣地なるものゝ消耗せしを知るべし兎に角博徒は近來弱く且狡猾になりたり、殺傷事件に至らざる極めて輕微なる爭論にも人を毆打するの惡風の近來頗る多きは注意すべき現象なるが檢事局に於て取扱ふ毆打創傷犯の中其原因を探究すれば概して毆り合ふに及ばざる簡單の出來事に過ぎず而も其打合ひの喧嘩は三十年頃に於てはアルコールが大關係を有し居りしも近時は比較的眞面目の喧嘩多くアルコールは左まで關係を有せざるが如き現象を呈せり此等大に研究に値ひする問題なるべし

○刑の執行猶豫に就て

刑の執行猶豫法は昨年四月より單行法を以て發布せられ現に一部の犯罪に對し實施しつゝありて當さに試驗中に屬することゝて其效果を云爲するに足らず歐米各國に於ても此制度は今尙試驗時代にして一定の方針確定せざるものゝ如しと雖も歐米にては刑の執行猶豫を宣告する前に於て鄕黨に信用ある人々及び政府より撰擇したる委員をして犯罪人の性行を調査せしむるのみならず宣告後に於ても監督せしむることゝせるを以て其結果良好なるが如し我國にては斯る機關の組織なく從て犯罪前後の性行を査察し監督するの途不完全なるが故に今後の成蹟上懸念すべきものあり若し之を一般犯罪人に適用するに至らは或は寒心すべきものなきかと憂慮する者あり旁た刑法改正の調査會にても詮議に上れりとかや

○特典出獄者の發表に就ての利害何如

特赦假出獄者の氏名は往々新聞紙上に揭載せられ中には犯罪の顚末まで附記せらるゝものあり當路者は獄則を謹守し改悛の狀顯著なりとて之を表彰する心算ならんも出獄者中反つて之を悅ばざる者あり殊に親族等に在りては之を忌むこと甚しく一たび其氏名のみを公表せらるゝものに在つても世人をして犯罪人たりし事實を詳知せしむることゝなり本人及親族の恥辱となるとも名譽となる者にあらず從つて就業の途を得るに勘からざる迷惑を感ずるより之が發表を見合せられたしと當該監獄又は新聞社に申込む者ありと云、有理のことゝいふべし當局者の一考を煩はす

○感化院設立は急務

近來不良少年增加し之が取締に就ては社會風敎上忽諸に付すへからざるものあり殊に少年學生の墮落日を趁ふて甚しきを以て當局者の苦心一方ならず之か救濟策として感化事業の發達を望むとは何人も首肯する所なるか去る三十三年感化法の發布ありて今日に至るまで新に感化院の設置せられたるもの又は擴大せられたるものは埼玉縣大坂府等一二府縣にして其實施を見るもの殆んと絕無の姿なるは頗る遺憾とする所なり聞く處に據れは英照皇太后陛下崩御の當時慈惠救濟資金として四十五萬圓を府縣に下賜せられ各府縣は其分配金に對し爾來府縣費の幾分を割きて蓄積し傍ら利殖を謀りたるに其額百七十九萬餘圓に達したりとのことなれは當局者に於ても感化院の設立を急にし社會の缺陷を濟ふことに努められんことを望む

○關東州の監獄

關東都督府の監獄は數百人を收容すへき見込を以て不日新築の設計あるへき筈なるが聞く處に據れは本監を旅順に置き當分元民政署監獄を以て之に充て大連に支監を置き憲兵所の留置場を以て之に充つへく金州支署は當分設けさる積りなり尙都督府官制も發表せられ首腦部職員の任命もありたることなれば遠からす監獄吏員の任命もあるへしと云因に昨年の在監人は約百五十名內外ならんと

○米國國立監獄會議

米國國立監獄大會議は本月十五日よりニューヨークに於て開催せられ本日まで繼續する筈なるが聞く處に依れは同州知事ヒッギンス氏は歡迎の辭を述へ監督ロォン氏說敎を爲し十六、十七兩日晝夜は前同州知事フランク、エス、ブラックの演說に次てシカゴのチャールス、アール、ヘンダーソン氏其他知名の士の演說ありたる筈其翌十八日は萬國

教誨師協會の集會ありて會頭バット氏其他の講演あり十九日には監獄醫會を開かれ監獄衛生、結核病性及犯罪者の心的症狀に關する討論會ありたるならんと云

○廢兵院の設備

東京に設置さるべき廢兵院は遠からず適當の地を選びて新築する筈なるが當分陸軍豫備病院澁谷分院の一部を借り受くるに決し去月來內部の改修工事に着手しつゝあり差當り二百人を收容する設備にて室數を八十個に區分し普通の日本家屋型とし及ぶべく限りの慰籍を與ふる方針にて在來の病院附屬の娛樂室を其儘に使用し別に各自の室內に携帶し得へき娛樂の器物は自由に持ち入らしめ室外にも相當の娛樂場を設け雨天の日は薩摩琵琶、講談、落語等を聽かしむる由にて成るへく今回の戰役にて負傷したる者を擧げて收容する意嚮なりと、同院長陸軍中佐川崎寅三氏曰く廢兵院は慈善的養育院の如きものにあらず國家が義務にて養育する所廢兵は入院する權利を有す國民も永久に名譽ある勇士として尊敬し國賓として敎養慰籍の方法を講じ其勳績に對する感謝の意を表する義務あり即ち勇士の優待場なれば此處に入る者は最大名譽者にして當局者及國民も禮遇を以て之を待つべし云々

○陸軍所管蒲團の保管轉換

各地師團管下の聯隊衛戍病院豫備病院又は經理部に於て戰時所要の爲め設備せし木綿製掛蒲團にして時局終結後不用に屬したるもの多數なるより陸軍省と司法省と交涉の末九萬餘枚を保管轉換し司法省は各地監獄に保管換を爲すことに決したるを以て各監獄に於ては最寄師團管下の經理部其他の部隊に就き受授しつゝありと云

○假出場の停止に就て

假出場中重輕罪を犯したるときは假出獄中の犯罪の例と同じく假出場を停止すべきやと疑問ある由なるも右は法規上明文なきを以て停止すべからざるものなりと其筋の人は語れり

○官有地の使用許可に就て

官有地の賣買讓與交換及貸付は內務大臣之を處理すべきことは官有地取扱規則の規定する所なるが今回左の場合に於ては各省大臣限り使用を許可することを得ることゝなれりと

一直接又は間接に官廳に便宜となるへき事業の爲めに使用するとき

二廢縣郡市町村及公共組合に於て公用に供する爲めに使用するとき

三公益事業の爲めに使用するとき

四使用許可の期間は三個年以內とすること

○耕地借入と外役の申請に就て

監獄に於て耕地を借入れ囚徒を外役せしめんとするときは耕地の借入と外役の新設とを同時に一葉紙に書き込み申請せらるゝ向少からざるも主務省に於て調査せらるゝには耕地借入の事項は營繕課に於てし囚徒の外役事項は監獄局に屬し各主管を異にするより整理上差支あるのみならず二事項共に詮議に日子を要すること屢々あり右は必ず各別に申請せらるゝを望む

○判任待遇職員の給額に就て

三十圓未滿の俸給三十圓未滿の判任官には緩俸に關らず適宜の額を定め給與することを得るの勅令發布せられたるより監獄署監獄敎誨師敎師藥劑師の如き判任待遇の職員にも右勅令を適用せらるゝやの疑を抱かるゝ向ありとのことなるが元は適用するものにあらざるは勿論なりいはずもがなと信ずるも聞き込みたるがまゝに玆に疑を解き置く

○白耳義の監獄制度（承前）

耕道生

三　警察禁錮

余輩は今且さに留置場に於て刑の執行を受くる所の拘留囚に適用せられたる檢束法を論ずべしこの法たる全く監獄的にもあらざるごとく又特に警察的にもあらざるが如し留置場に收容する拘留囚は短期刑の者多く科料すら納むるもの少數なれば實際檢束の效を見るは蓋し僅少なりされば拘留期限の短きときは敎育宗敎の感化職業的技能を養成するの餘地なきがゆゑ其檢束は主もに脅迫の一法に依るに過ぎず若し丁年囚の一部に對し刑罰の要求に適應せしめんとせば猶ほ一年を超ゑざる警察禁錮に關する一箇の範圍を開かざるべからず然るに

警察禁錮は一日以上七日以下なるを以て固より脅迫的と云ふも其勞役を始むるか否や間もなく停止するを以て彼等を苦しむるに足らず然れば囚人を拘禁し滿足なる結果を得るには如何なる方法に依るべきや是れ刑期を長くするの一法あるのみ此種の短期囚は何人も其逃走を恐れざるが故に種々なる內外の雜役に服せしむるを通例とするも其分房に拘禁するや暫時にして出房するがゆゑに刑の何物たる所以を知らずして放免せられ其嚴格なる所以又は拘禁の不愉快なる念慮をも賑らし去るものなかるべし

是等の短期囚の過半は先づ檢束法の適當ならざるより其不結果を致せると云ふも亦過言にあらず囚人多數の相互間に於ける狀態を觀るに輕罪を犯したる者は重罪犯の先驅者たることは殆んど免れざるの數にしてこの先驅を駈めんと欲するは吾人の最も必要なる事業なりとす彼等をして監獄の眞に恐るべき念慮を懷かしめんには諸種の方法を擇ばざるべからず余輩の見る所を以てすれば是等の短期囚には外人の訪問も運動場の散步も作業の就役も之を爲さしめず尙ほ慈悲の待遇も健康に有益にして親切なる助言も一切之を爲さずして單に數冊の敎育的及宗敎的の書籍を與ふるのみにして其刑期中始終監房內に一種の閉居を爲さしむるに若かず如此なれば彼等自から罪惡の方法を企てざることを反省し假令短日の間と雖も謹愼の實驗に因り監獄生活の嚴格にして侵すべからざることを確信し其放免の日に當り再び罪惡の裡に沈淪せざらんことを覺知し終に社會の良民に復歸するに至るべし然れども檢束法にして嚴酷に失せんか恰も裁判によりて一の刑を加重するに異ならず是れ正當なる檢束なりと謂ふべからず故に余輩は囚人の生活又は健康に害あらざる限りに於て其眞正適實なる役務を彼等に負擔せしむるを適當と認むるものなり今禁錮場に於ける檢束法を見るに頗る適切にして九日以上一年以下の重禁錮囚に對しては監獄的敎育の諸種の機關を開設し之に簡易なる手仕事を爲さしむるものとす固より刑期の短きため充分なる効果を收むる能はざるも職業を有せざる者には之に適應すべき一の職業を授くるを以て彼等は拘禁の期間內其平生手に覺えある職業又は牛乳搾香茶撰等の如き些細なる役業に服するを得るに至れり

四　監獄禁錮

監獄禁錮の檢束法は助法として持續すべきものにして一年以上の囚人に對しては必須缺くべからざる特質を有するを以て警察禁錮と特に之を區別し感化上に必要なる原則に從はしむると同時に刑罰の侵す可らざる原則に違はしむ可らず警察禁錮と監獄禁錮との區別は獨り字句の上に止まらず事實の上に於てせざるべからず抑五年以下の禁錮囚は禁錮場に於て其刑を執行するものとせば何れの禁錮場に於ても其囚人に對して貴重なる勞役と脩業的職業を授くる方法を組織するは少くも禁錮場に於ける本來の目的なりと謂はざる可らず然れども其方法たる未だ世人をして囚人を改悛せしむるに充分なりと信ぜしむる能はざるのみならず猶ほ所有權に對し重罪輕罪を犯すものは職業を知らざるに職由するに拘はらず勞役に依りて誠實に其生存の途を得るにあらざれば其放免の恩典に浴する能はざることを理會せざるものゝ如し禁錮場に於て五年以下の刑を受けたる囚人にして無意味の役業にあらざれば從事せざる所のもの其れ將た幾人かある其職業を脩むるが爲あに長期の拘禁を利用し其放免の特典を蒙りたる賞表の眞價を實現し得るもの恐らくは罕に覩る所ならん是れ論者の大に非難する所にして余輩が更に檢束法の最も必要なる所以を論ぜんと欲する所なり余輩は先つ正當の範圍に依りて之を主張し毫も偏執を敢てするものにあらず蓋し囚人の改悛と檢束とに於ける此の兩個の目的を達せんとするには有名無實の規則は一切之を排除し必要缺くべからざるの規則は毫も遺憾なく之を規定せざるべからず故に檢束の最上限と脅迫の最上限とを定めんには先つ刑を治するの前に刑の弊害を除くに細密なる規則を定め囚人をして規則的觀念を充分に其腦裏に注入し而して後之に實際的秩序を遵行せしむるの良習慣を養成せざるべからずされば各種の刑に適用すべき規則は必らず一定の主義原

則によりて飽迄之を維持せざるべからず犯罪的立法の原則は萬人等しく同一なるがゆゑに規則の適用も亦必らず同一ならざるべからず規則の寬嚴は全く其根原を法律の精神と吾人の風習とに執れるがゆゑに場所と人とを問はず總て之を同一に施行せざるべからず故に囚人に對する檢束法を異にするは刑の執行を異にするに等しきを以て若し檢束の方法を設くるを必要なりと認むるときは何人にも亦如何なる場所にも等しく之を行はざるべからず法律に於ては同一の刑を宣告されたる受刑者に對して其宣告に辯明したる事實の差異に因て其檢束を異にするの區別を定めたるにあらざれば監獄に於ても其區別したる檢束法を創定するの權限を有するものにあらず故に普通の權限と特有の權限とに屬する兩個の禁錮刑なるもの存在すべき謂れなきものとす何れの國に於ても苟も法律の下には平等に其刑を執行せざるべからず若し統一に之を行ふこと能はざらんか吾人の公權と稱するものは全く其原則を破壞せらるゝに至らん今や吾輩の論じたる刑の執行を平等ならしむるには刑の執行の方法に於て殘酷若しくは過度なる例外を適用せざるに在り各囚人に對する刑の執行は其人の尊卑又は特權に因りて寬嚴の差あるべからず今や例外的の檢束法は如何なる種類の囚人に及ぼすべきやガン及ルーペン中央監獄の如きは其種類に區別あるも總て平等主義を以て之を取扱へり故に上流社會の人と雖も破產の罪を犯したるものは下流社會の最も卑賤なるものと同一の取扱を受け何れも普通法の檢束を受るものとす留置場の如きも之と同樣にして苟も加辱の刑にあらざるものは例外の役業に服せしめ位階勳等によりて取扱を異にせず彼の獄中自辨室を廢止したるは其取扱を平等ならしめんと欲する所以なり何となれば勾留監に於ける刑事被告人に自辨室を與ふるときは如何なる名義にもせよ判決の後に於て他の未決勾留囚と其權衡を保たしむる能はざればなり千八百七十四年佛國代議院の調査會に於て時の監獄局長ヂェイヤン氏が自辨室廢止法案の說明を示さんに巴里監獄に於て竊盜詐欺取財破產等の如き犯罪者が減少したるは其取扱を嚴格にし犯罪に因り生じたる損害を賠償せしめ又は犯罪者の社會に對する責任を重んぜしめたるに因るにあらず又巴里人民の胸臆に蟠りたる憤怨が大革命の時に當り非常なる劇烈を以て暴發したるもセーヌ監獄に於て其取扱を嚴格にしたる結果にあらず其主もなる原因は全く巴里に於ける財政上の弊害を爐滅したるに因るものなりと是れ亦一理あるの說なり今や數年間刑の執行を受けたる犯罪者に就き當初の一年間を見るに何人に對しても獄衣の費用及役業の勞働は義務的なるを要するも禁錮場に於ける禁錮囚に限り典獄は監獄會議の評決に依り其義務的役業を停止することを得此場合は刑法第二十六條に揭けたる疾病の場合にして其他は如何なる種類の囚人にも總て普通職工と同一の時間を以て役業に服せしむるものとす然れども懲罰法の中に連鎖手錠短衣を使用する場合を列記するは吾人の大に考慮すべき所なり何となれば如此檢束の方法は囚人の暴行又は抵抗によりて獄吏の戒護を破り監獄の靜謐を亂す場合に非ざれば之を使用すべきものにあらざればなり又千八百二十一年十一月四日の勅令を看るに其第十二條に囚人の處罰室は地味乾燥空氣流通極めて清潔の場所を擇び之を地下に設くるを許さずと然れども實際の狀況たる往々此規定に抵觸したる箇所尠からざりしを以て余輩は極力之を痛論し終に之を絕滅に歸せしめたり或る監獄事務官の報告書に樞要の地に於ける勾置監の建築法案に付き其通過を主張したる所によれば地下に位する處罰室は寒濕の氣最も多く水氣常に敷石の罅隙より噴出するを免れず曾て海軍監獄に於て一サンチームの水線下に設けたる分房（高層分房を除く）に十七人の囚徒を收容せしものあるを見たり其不健康者の數を比較するに地下の處罰室と殆んと同一の狀態を呈せり囚人の健康を殘害するもの地下の處罰室に若くものなしと凡そ監獄に於て處罰を頻繁にするは反つて其良果を得る能はず善良なる紀律に依て之を檢束するときは座作を愼み役業を勵み從順にして能く秩序を守るに至るべし囚人の過半は常に譴遜又は公平の取扱を受けざるものゝ偏信し居るを以て之に鄭重なる處遇を與ふるときは反つて渠等をして從順ならしむるを得べしガン監獄に於

て再犯者に對する檢束法は他の監獄よりも較々嚴格なるが如し彼の司法上再犯者に適用すべき刑は其以外に之を束縛すべきものにあらざれば監獄に於て刑以上の束縛を囚人に加重するは大に疑なき能はずと雖も再犯者に對する權力の濫用せられつゝあるは獨り監獄的檢束上のみならず法定上に於ても亦其弊なしと謂ふべからず例へば重罪囚の如き前に一罪を犯したるものは再犯者として二十年若くは三十年に遡りて其前刑を數ふるが如き是なりルーベン監獄に於て檢束法を制定するに當りがゾ監獄の平等主義を採用せざりしは實際之を施行する上に於て疑問頗る多かりしを以てなりルーベンに於て同種類の囚人に對する處遇は全く平等にして刑期の長短に依り區別あるのみにして毫も他に異なる所なし然れども或る監獄に於ては政事犯若くは出版法違犯の輕罪囚に對して特別の檢束法を用ひ獄中自辨室を與へ食物の如きも他の囚人と異なり自から購求することを許るし猶ほ監房内に於て隣國の形勢を論究したる新聞紙を編輯することを得せしめたるが如き最も寬大の處遇を與へたる箇所あり如此例外法の往々輿論に因りて制定せらるゝは大に之を非難せざるを得ざるなり何となれば監獄の檢束法たるものは全國に及ぼすべきものにして一箇の監獄にのみ之を行ふべきものにあらざればなり政事犯と常事犯との間に囚人の取扱を區別するは輿論の趨勢に因りて之を區別すべきものにあらずして法律の規定に依りて之を區別せざるべからず故に吾人は能く定義を示したる法律に依つて特別の刑を定めんことを望む其然り然れども多年の間政事犯者を普通の禁錮に處したるを以て常事犯者と同一の取扱を受けたり例へば夜間の就役時間内に於て喫烟を爲したるに因り處罰せられたる囚人に對して其製作高を詐り就役を蔑視したる者として工錢の給與を拒絕するが如きは頗る奇怪の方法なりと謂はざるを得ず是れ一方に於て處罰を受け一方に於て其勞働に對する利益を奪ふは公平を失するを以てなり此他平等主義の原則に牴觸する場合を擧れば刑法第十四條に重禁錮は禁錮場に懲役囚は懲役場に於て其刑を執行すとあり同法第二十一條には是等の囚徒は其拘禁の期間内は禁治產に附せられ其期限中は同法第二十四條に依りて其資產より生する所得金に對する準備金又は其剩合の何程たるを問はず返濟を受くることを得ざるものとす如此規定に從ひて囚徒を取扱ふ所の監獄は即ちルーベン監獄なりとす然れどもルーベンに於ては特別の檢束法を採用せず全く名義正しき普通法に依りて之を取扱ふものとす二三の保護を維持するの口實として拘置監に拘禁し獄中自辨室を與へ義務的服役を禁止し刑衣を着することを强ひず卷烟草葡萄酒又は滋養分の食物を自辨することを許したり

敍任及辭令

敍任

（鹿兒島）同　大竹岩次郎
（三　池）同　伊藤正輔
（浦　和）同　大原公平
（三　池）同　木島正三

辭令

（奈　良）看守長　山崎靜之助
（宮　崎）同　崎村惟康
（千　葉）同　佐瀨庄三郎
（新　潟）同　三論榮太郎
（金　澤）同　中村份男

（德　島）看守長　佐野鐵彌
（青　森）同　今豊三郎
（青　森）同　齊藤弘
（長　野）同　汲田安喜
（沖　繩）同　角田重美
（巢　鴨）同　森口幸之助
（千　勝）同　白井市三郎

（宮　城）看守長　金子利貞
（宮　城）同　横田長右衛門
（鹿兒島）同　上野傳
（福　岡）同　圓佛浚遺
（宮　崎）同　余語勝忠

（大　阪）同　中山正躬　給九級俸
（大　阪）同　今井　決　給十級俸
（大　阪）同　山中幸助　任高田分監長
（官　崎）同　中村　節　任監獄通譯給八級俸
（官　崎）同　永田庄静　兼鴨監獄詰ヲ命ス
（千　葉）同　鎌田庭雲　任看守長給十級俸
（福　岡）看守長　德永梅太郎　甲府監獄詰ヲ命ス
（大　阪）同　花村清市　給四級俸
（金　澤）同　富田眞吉　依願免本官
（德　島）同　足立　豊　任高田分監長
（東　京）同　齊藤敬二　任沖繩縣中頭郡書記給七級俸
（奈　良）同　辻　乙松　任看守長給九級俸
（東　京）同　小林鎌三郎　沖繩監獄詰ヲ命ス
（大　分）同　瀧立角太郎　給六級俸
（宮　崎）同　日高　新　任願免本官
（三　池）同　三ヶ尻一郎　文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

給八級俸

（長　野）看守長　中島高治　依願免本官
（松　江）同　杉谷周太郎　任山林技手給六級俸
（秋　田）同　高橋國藏　任看守長九給級俸
（長　野）同　高木安次郎　樺戸監獄詰ヲ命ス
（奈　良）同　松澤玄
（沖　繩）同　柳田直熊
（神　戸）監獄技手藤井勇太郎

給九級俸

（宮　崎）看守長　室谷儀兵衛
（新　潟）看守長　阪田龍太郎
藤野亮通
（甲　府）看　守　中田猪太郎
（新　潟）看守長　坂田龍太郎
（新　潟）看守長　加治廣吉
（沖　繩）看守長　園田實光
（沖　繩）看　守　四村仁太郎
（甲　府）看守長　磯部靜寛
（樺　戸）看守長　官村直義
（網　走）看守長　川喜田斧三郎
（秋　田）技　手　白石千代次郎
（樺　戸）看　守　山崎野武藏

新刊書目

內閣統計局審査官　吳文聰　校閲　司法属　高野三郎　著

理論應用　監獄統計

紙數百八十四頁
實價金七十五錢
郵稅金六錢

今や戰後の經營として內外百般の施設一大刷新の秋に膺り最着實穩健にして空理に馳せず空論に陷らざる好參考資料として需用せらるゝものは統計觀察に如くものなからん、而して本書は專監獄統計に就き學理上より將た實際上より最も簡明適切に說明したるものにして統計上特に大切なる單位觀察の小票式記入手續の如きは極めて丁寧懇切に是を解釋し且つ監獄統計に關する諸規則諸通牒は申すに及ばず實際上の取扱に關する質疑の應答等に至るまで凡て是を網羅し有れば如何なる人と雖一とたび本書を繙かば統計の學理に通曉し且又監獄統計の實務に敏活なるとを得べくして一擧理論と應用と兩全たるを得べき良書なれば監獄統計の實務に從事せらるゝ諸君は勿論統計の觀察を活用せんとせらるゝ諸彦は陸續御申越あらんとを

發行所　東京市四谷區愛住町二番地　監獄協會出版部　東京書院（電話四番町二十一番）

（大阪）同　中山正躬　給九級俸
（大阪）同　今井決　給十級俸
（大阪）同　山中幸助　任高田分監長
（宮崎）同　中村節　任監獄通譯給八級俸
（宮崎）同　永田庄勝　宮崎監獄詰ヲ命ス
（千葉）同　鎌田庭雲　任看守長給十級俸
（福岡）看守長　德永梅太郎　甲府監獄詰ヲ命ス
（大阪）同　花村清市　給四級俸
（金澤）同　富田艮吉　依願免本官
（德島）同　足立豐　任高田分監長
（東京）同　齊藤敬二　任沖繩縣中頭郡書記給七級俸
（奈良）同　辻乙松　任看守長給九級俸
（東京）同　小林鎌三郎　沖繩監獄詰ヲ命ス
（大分）同　瀨立角太郎　給六級俸
（宮崎）同　日高新　任願免本官
（三池）同　三ヶ尻一郎　任願免本官

（長野）看守長　中島高治　依願免本官
（松江）同　杉谷周太郎　任山林技手給六級俸
（秋田）同　高橋圓藏　任看守長九給級俸
（長野）同　高木安次郎　樺戸監獄詰ヲ命ス
（奈良）同　松濤玄　文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
（沖繩）同　柳田直熊　（網走）看守長　川喜田斧三郎
（神戸）監獄技手藤井助太郎　（秋田）技手　白石千代次郎
（樺戸）看守　山崎野武藏

新刊書目

內閣統計局審查官　吳文聰　校閱　司法屬　高野三郎　著

理論應用　監獄統計

紙數百八十四頁
實價金七十五錢
郵稅金六錢

今や戰後の經營として內外百般の施設一大刷新の秋に膺り最着實穩健にして空理に馳せず空論に陷らざる好參考資料として需用せらるゝものは統計觀察に如くものなからん、而して本書は專監獄統計に就き學理上より將た實際上より最も簡明適切に說明したるものにして統計上特に大切なる單位觀察の小票式記入手續の如きは極めて丁寧懇切に是を解釋し且つ監獄統計に關する諸規則諸通牒は申すに及ばず實際上の取扱に關する質疑の應答等に至るまで凡て是を網羅し有れば如何なる人と雖一とたび本書を繙かば統計の學理に通曉し且又監獄統計の實務に敏活なることを得べくして一擧理論と應用と兩全たるを得べき良書なれば監獄統計の實務に從事せらるゝ諸君は勿論統計の觀察を活用せんとせらるゝ諸彥は陸續御申越あらんことを

發行所　東京市四谷區愛住町二番地　監獄協會出版部　東京書院（電話局番町二十一番）

千輪性海君著

世渡のおるべ

完

菊判 美本 三百六十頁
實價 金五十錢
郵稅 金十錢

目次

緒論▲家庭○善惡の標準○人の性○遺傳○習慣○家庭の模範○家庭の仕附(い)金品の取扱(ろ)政綱の仕方(は)獨立勞働の仕方▲家庭と學校○教師○子弟を教育するの目的○學問は志を遂ぐるの手段○智識と道德○科學を修むる心得○修身書宗教書を讀む心得○宗教の定義○宗教に過ぐたる教○宗教の利益○迷信の害▲精神修養○自覺は修養の本○自覺は自覺なく○吉凶禍福は心の影○善惡應報○宗教の淨め方○信仰の動機○信仰生活○善惡應報○宗教の淨め方○信仰の動機○信仰生活○善惡應報○宗教の淨め方○信仰の動機○信仰生活

明治大學 法科校外生 商科校外生 募集

校外生　法科校外生ハ法學科講義錄ニ就キ法律及經濟學ヲ修メ●商科校外生ハ商學科講義錄ニ就キ商業其他ノ實業ニ必要ナル總テノ學科ヲ修ムルモノトス●校外生ハ各學年毎ニ十月ヨリ毎月二回發行一年ニテ必ス完結●校外生ハ無試驗ニテ何時ニテモ又講義錄ハ各學年ヘモ入學スルコトヲ得、三學年ヲ兼修セハ一年ニテ各科目ヲ修了スルコトヲ得●校外生ニハ何學年ヘモ入學スルコトヲ得●校外生ハ特ニ種々ノ特權アリ　**月謝**　ハ法科四十錢、商科四十五錢トス但諸官廳公衙會社商舖其他公私ノ就職者ハ特ニ法科三十五錢商科四十錢トス●總テ入學金ヲ要セス

講義錄　ニハ本大學ニ於ケル講義ヲ講師自カラ記述セラレタルモノ及之ヲ筆記シテ講師ノ校訂ヲ經タルモノヽミヲ登載ス故ニ之ヲ讀ムハ登校シテ親シク講義ヲ聽クト異ナルコトナシ●講義錄ニハ講義ノ外修學上參考ニ供スヘキ諸事項ヲ登載ス　**●新學年開始**　來十月ヨリ四十年度各科各學年ノ講義錄ヲ發行ス●入學志望ノ向ハ可成此際申込マルヽヲ便トス

簡便ナル入學手續　入學志望ノ向ハ郵便振替貯金拂込ノ方法ニ依リテ申込マルヽコトヲ得●當部ノ同口座番號ハ參貳六五番トス

詳細ハ規則ニ在リ●規則書入用ノ向ハ當部ヘ申込マルヘシ

明治三十九年九月

東京神田駿河臺

明治大學出版部

新著稟告

法學博士小河滋次郎君著

獄務攬要

◎菊版約二百頁
◎製本色クロース
◎紙質裝釘堅牢
◎定價金六拾五錢
◎送費金拾錢

割引
拾部以上一部金六拾錢東京市外送費實費
五拾部以上同金五拾五錢同上
百部以上同金五拾錢同上
百五拾部以上同金四拾五錢同上

◎製本完成九月三十日申込順ヲ以送本ノ事
◎代金拂込着本ノ上一時拂込ノ事
◎爲換振込四谷郵便局指定磯村政富宛ノ事

本書ハ前著獄務要書ト其目的ヲ同フシ主トシテ看守諸氏ノ職務上ノ指針タラシ

メント欲スルニアリ前著刊行以來今日ニ至ルマテ既ニ七年ヲ經過シ治獄ノ大勢ト共ニ著者ノ思想モ亦タ多少ノ變化ヲ來シタル所アルニ依リ之レニ基テ更ラニ稿ヲ起シ終ニ本書ノ編成ヲ見ルニ及ヘリ之ヲ前著ニ比スレハ文章ノ平易簡明ナル點ニ於テ勝サレルモノアルノミナラス記述ノ内容ニ就テモ一層取捨ノ宜シキヲ得タルモノアルヲ見ルヘシ本書分ツテ之ヲ左ノ十章トナス

第一章　舊時代の監獄
第二章　現時代の行刑
第三章　看守として採用せらるべき者に必要なる條件を論ず
第四章　看守として心得べき行刑の要義を論ず
第五章　看守職務規程及び看守の獨立行爲に就て
第六章　看守の間接的遇囚に關する職務に就て
第七章　犯罪及び犯罪者に就て
第八章　特殊の場合に於ける看守の勤務上の心得に就て
第九章　監獄官吏の協同一致の精神を必要とする所以を論ず
第十章　免囚の保護及び出獄者に對する態度に就て

發行所　監獄協會出版部
東京市四谷區愛住町一二番地
電話《長》番町二十一番

新刊廣告

花紅柳綠　西元龍拳著
洋紙菊判　美本大和綴
定價金三十五錢　郵稅金四錢

實用讀本　同人士共著
訂正三版
洋紙菊判美本假名付二種
洋紙菊判美本假名無二種
定價金二十五錢　郵稅金八錢

處世之友　千輪性海著
洋紙菊判　美本大和綴
定價金三十五錢　郵稅金八錢

世渡のしるべ
洋紙菊判　美本大和綴
定價金五十錢　郵稅金十錢

發行所　東京市四谷區愛住町貳番地　東京書院
（電話（長）番町二十一番）

書屋秋雨樓主人著
明治三十九年九月二十日
發行所　印刷所
發行人兼編輯人　磯村政貞　東京市麹町區飯田町五丁目三十番地
印刷人　磯村兌貞　東京市神田區美土代町二丁目一番地
監獄協會　三光堂印刷所

明治三十九年九月二十日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第十九卷第九號）（明治三十九年九月二十日發行每月一回二十日發行）

會費送付方

肩書 番地	宛名	振込局名
東京市麹町區飯田町 五丁目三十番地	監獄協會委員　藤澤正啓	神田一ッ橋通郵便局